



# 三重県公報

令和6年3月25日 (月)

号 外

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
1	三重県公立学校情報機器整備基金条例	( 教 育 委 員 会 )	6
2	三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(子ども福祉・虐待 対策課)	8
3	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例	( 同 )	13
4	三重県立中学校条例	( 教 育 委 員 会 )	15
5	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一 部を改正する条例	( 市 町 行 財 政 課 )	16
6	本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例等の一部を改正する条 例	( 同 )	20
7	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例	(デジタル戦略企画 課)	23
8	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(地域づくり推進課)	28
9	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	( 人 事 課 )	30
10	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	( 同 )	32
11	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(国民健康保険課)	33
12	三重県手数料条例の一部を改正する条例	( 建 築 開 発 課 )	34
13	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する 条例	( 消 防 ・ 保 安 課 )	45
14	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	( 警 察 本 部 )	52
15	障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の 一部を改正する条例	(障がい福祉課)	56
16	医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例	( 医 療 政 策 課 )	57
17	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	( 少 子 化 対 策 課 )	58
18	三重県建築基準条例の一部を改正する条例	( 建 築 開 発 課 )	60
19	三重県営住宅条例の一部を改正する条例	( 住 宅 政 策 課 )	62
20	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	( 教 育 委 員 会 )	64
21	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	( 同 )	66
22	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等 の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(障がい福祉課)	67
23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改 正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	( 同 )	96
24	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関す る基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関す る条例	( 同 )	106
25	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部 を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	( 長 寿 介 護 課 )	137
26	三重県県税条例の一部を改正する条例	( 税 務 企 画 課 )	198
27	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例	(子ども福祉・虐待 対策課)	199
28	三重県立子ども心身発達医療センター条例の一部を改正する条例	( 同 )	203
29	三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定 める条例を廃止する条例	( 長 寿 介 護 課 )	205

**公布された条例のあらまし**

## ◎ 三重県公立学校情報機器整備基金条例（条例第1号）

- 1 県又は市町が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、三重県公立学校情報機器整備基金を設置することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◎ 三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第2号）

- 1 社会福祉法第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めることとしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第3号）

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 三重県立中学校条例（条例第4号）

- 1 三重県立中学校の設置に関し、必要な事項を定めることとしました。
- 2 この条例は、令和7年4月1日（一部公布の日）から施行することとしました。

## ◎ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 行政事務の効率化を図るため、知事が本人確認情報を利用することができる事務を加えるとともに、住民基本台帳法の一部改正等に伴い規定を整理する等の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和6年4月1日及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に定める日）から施行することとしました。

## ◎ 本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例等の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 住民基本台帳法の一部改正に鑑み、題名、趣旨の規定等を整備する等の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に定める日（一部行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日）から施行することとしました。

## ◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に鑑み、定義の規定等を整備することとしました。
- 2 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

- ◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 8 号）
  - 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 9 号）
  - 1 地方自治法の一部改正等に鑑み、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に係る規定等を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）
  - 1 地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 11 号）
  - 1 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第 19 条第 1 項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合について改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）
  - 1 建築基準法施行令の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）
  - 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に鑑み、手数料の額を改定することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日及び同年 5 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）
  - 1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）
  - 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に鑑み、事業者における障がいを理由とする差別の禁止の規定等を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）
  - 1 医療法施行規則の一部改正に鑑み、病院の人員の規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）
- 1 刑法の一部改正等に鑑み、非行を助長する行為等の禁止の規定等を整備することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日（一部令和 6 年 4 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）
- 1 建築基準法の一部改正に鑑み、建築物の耐火性能に関する基準についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）
- 1 住宅に困窮する単身者に対して的確に県営住宅を供給するため、入居の資格の規定等を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）
- 1 令和 6 年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うこととしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例（条例第 21 号）
- 1 県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、新たに熊野市及び南牟婁郡御浜町に高等学校を設置することとしました。
  - 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 22 号）
- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（一部障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第 1 条第 4 号に定める日）から施行することとしました。
- ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 23 号）
- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 24 号）
- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（一部障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第 1 条第 4 号に定める日）から施行することとしました。

◎ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 25 号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（一部同年 6 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）

- 1 自動車税の種別割の税率の適正化を図るため、種別割の税率の特例の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、安全計画の策定等の規定等を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県立子ども心身発達医療センター条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）

- 1 児童福祉法の一部改正に鑑み、事業の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例（条例第 29 号）

- 1 平成 18 年健康保険法等の一部改正による改正前の介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設についての規定の失効に鑑み、三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

三重県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一見勝之

### 三重県条例第一号

#### 三重県公立学校情報機器整備基金条例

##### (設置)

第一条 県又は市町が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、三重県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### (積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

##### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

##### (処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限って、予算の定めるところにより処分することができる。

##### (繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

##### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (条例の効力)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

##### (経過措置)

3 前項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、令和十一年六月三十日（同日までに当該精算が完了した場合にあつては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有す

№°

三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

## 三重県条例第二号

三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 女性自立支援施設の設置者は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(この条例で定める基準)

第三条 女性自立支援施設の設置者は、この条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営の水準の向上に努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第四条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第五条 女性自立支援施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該女性自立支援施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画（第十六条第四項において「非常災害計画」という。）を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知しなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第六条 女性自立支援施設の設置者は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第十六条第四項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 女性自立支援施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第七条 女性自立支援施設の設置者は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設の設置者は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 女性自立支援施設の設置者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めるものとする。

(帳簿の整備)

第八条 女性自立支援施設の設置者は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

(職員配置の基準)

第九条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第三号の職員を置かないことができる。

一 施設長 一

二 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。第十三条第二項及び第十四条第三項において同じ。)を行う職員 二以上

三 栄養士又は調理員 一以上

四 看護師又は心理療法担当職員 一以上

五 事務員 一以上

六 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数

- 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がないときは、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第十条 女性自立支援施設の施設長は、施設を運営するにあつて女性の人權に関する高い識見と専門性を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 社会福祉法第十九条に規定する社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業(社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。)若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に三年以上従事した者であること。

二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

三 心身ともに健全な者であること。

(設備)

第十一条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建

建築物をいう。)でなければならない。ただし、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件に適合する建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、この限りでない。

2 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 事務室
- 二 相談室
- 三 宿直室
- 四 居室
- 五 集会室兼談話室
- 六 静養室
- 七 医務室
- 八 作業室
- 九 食堂
- 十 調理室
- 十一 洗面所
- 十二 浴室
- 十三 便所
- 十四 洗濯室
- 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(秘密保持等)

第十二条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第十三条 一の居室の定員は、原則一人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

(自立支援等)

第十四条 女性自立支援施設の設置者は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

## (食事の提供)

第十五条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

## (業務継続計画の策定等)

第十六条 女性自立支援施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 女性自立支援施設の設置者は、業務継続計画を非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

## (保健衛生)

第十七条 女性自立支援施設の設置者は、毎年二回以上定期に入所者の健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設の設置者は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

## (給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十八条 女性自立支援施設の設置者は、入所者に係る給付金で規則で定めるものの支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

## (入所者の人権擁護)

第十九条 女性自立支援施設の設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施するよう努めなければならない。

## (電磁的記録)

第二十条 女性自立支援施設の設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行う

ことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第二十一条 この条例に定めるもののほか、女性自立支援施設の設備及び運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。  
（三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止）
- 2 三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十四号）は、廃止する。  
（施設長の任用に関する経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第七条により施設長に任用されている者は、第十条により任用された者とみなす。  
（入所人員に関する経過措置）
- 4 この条例の施行前に設置された施設における入所人員については、第十三条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りでない。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第三号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県女性相談所条例の一部改正)

第一条 三重県女性相談所条例(昭和三十九年三重県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>三重県女性相談支援センター条例 (設置)</p> <p>第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第九条第一項の規定に基づき、三重県女性相談支援センターを津市に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第二条 前条の三重県女性相談支援センターにおいては、次の業務を行う。</p> <p>一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第三項に規定する業務</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>三重県女性相談所条例 (設置)</p> <p>第一条 売春防止法(昭和三十一年法律第一百十八号)第三十四条の規定に基づき、三重県女性相談所(以下「相談所」という。)を津市に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第二条 相談所においては、次の業務を行う。</p> <p>一 売春防止法第三十四条第二項に規定する業務</p> <p>二・三 (略)</p>

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和四十一年三重県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保健福祉業務手当)</p> <p>第五条 保健福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 女性相談支援センターに勤務する職員が、困難な問題を抱える女性に関する</p>	<p>(保健福祉業務手当)</p> <p>第五条 保健福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 女性相談所に勤務する職員が、要保護者の保護又は更生指導業務に従事した</p>

相談、一時保護又は援助の業務に従事したとき。 四〇七 (略) 2 (略)	とき。 四〇七 (略) 2 (略)
--	-------------------------

(旅館業法施行条例の一部改正)

第三条 旅館業法施行条例(昭和六十一年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(社会教育に関する施設等)</p> <p>第四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第三項第三号(法第三条の二第二項、第三条の二第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 <del>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)</del>  <del>第九条第一項に規定する女性相談支援センター及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設</del></p> <p>九〇十二 (略)</p>	<p>(社会教育に関する施設等)</p> <p>第四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第三項第三号(法第三条の二第二項、第三条の二第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 <del>売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四条第一項に規定する婦人相談所並びに同法第三十六条及び第三十九条に規定する婦人保護施設</del></p> <p>九〇十二 (略)</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

三重県立中学校条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第四号**

三重県立中学校条例

(設置)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定に基づき、三重県立中学校を設置する。

(名称及び位置)

第二条 前条の規定による三重県立中学校の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
三重県立みえ四葉ヶ咲中学校	津 市

(規則への委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第五号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

第一条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年三重県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(本人確認情報を提供する市町の執行機関及び提供に係る事務)</p> <p>第二条 法第三十条の十三第一項の条例で定める県の区域内の市町の市町長その他の執行機関（以下「市町の執行機関」という。）及び提供に係る事務は、別表第一のとおりとする。</p> <p>(市町の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第三条 法第三十条の十三第一項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び第六条第一号において同じ。）から電気通信回線を通じて市町の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。</p> <p>(本人確認情報の利用に係る事務)</p>
<p>第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)</p>	<p>第四条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表第二のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)</p>
<p>第三条 法第三十条の十五第二項第二号に</p>	<p>第五条 法第三十条の十五第二項第二号に</p>

規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び提供に係る事務は、別表第二のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第四条 法第三十条の十五第二項第二号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二 （略）

第五条・第六条 （略）

別表第一（第二条関係）

規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び提供に係る事務は、別表第三のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第六条 法第三十条の十五第二項第二号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二 （略）

第七条・第八条 （略）

別表第一（第二条関係）

市町長の執行機関	事務
市町長の執行機関	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び市町村の条例に基づく市町村税（当該市町村税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。）の賦課又は徴収（当該市町村税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

一 地方税法及び三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）に基づく県税（地方税法第四十八条第一項又は第二項の規定により徴収する個人の市町民税、三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県

<p>一〇九 (略)</p> <p>別表第二 (第三条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>条例第五十一号)第三条の規定により賦課徴収する産業廃棄物税、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)第八条の規定により賦課徴収する特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第十条の規定により賦課徴収する地方法人特別税を含む。)の賦課又は徴収(当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>二 地方税法に基づく県税の犯則事件(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十七条の規定により法人の事業税に関する犯則事件とみなされる特別法人事業税に関する犯則事件及び地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第十九条の規定により法人の事業税に関する犯則事件とみなされる地方法人特別税に関する犯則事件を含む。)の調査に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>三〇十一 (略)</p> <p>別表第三 (第五条関係)</p> <p>(略)</p>
---	---

第二条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）<del>第三十条の六第四項</del>に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の規定による特定非営利活動法人、<del>認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人に対する所轄庁の監督に関する事務であつて規則で定めるもの</del></p> <p>三〜十 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）<del>第三十条の八</del>に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一 (略)</p> <p>二〜九 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条中住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第一の改正規定は令和六年四月一日から、同条例第一条の改正規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に定める日から施行する。

本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第六号

本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例等の一部を改正する条例

(本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正)

第一条 本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例(平成十四年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)第三十条の四十第三項(法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第三十条の四十一第一項(法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。次条及び第三条において同じ。)に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(三重県情報公開・個人情報保護審査会の事務の特例等)</p> <p>第二条 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成二十九年三重県条例第一号)</p> <p>第三条第一項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会は、法第三十条の四十一第一項に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第三十条の四十一第一項の規定によ</p>	<p>本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)第三十条の四十第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(三重県情報公開・個人情報保護審査会の事務の特例等)</p> <p>第二条 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成二十九年三重県条例第一号)</p> <p>第三条第一項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会は、法第三十条の四十一第一項に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会とし、法第三十条の四</p>

<p>る通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会とし、法第三十条の四十第二項（法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する調査審議及び建議を行う。</p> <p>（委任）</p> <p>第三条 この条例に定めるもののほか、法第三十条の四十第一項に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>十第二項に規定する調査審議及び建議を行う。</p> <p>（委任）</p> <p>第三条 この条例に定めるもののほか、法第三十条の四十第一項に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
---	---

（本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正）

第二条 本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の四十第三項（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第三十条の四十第一項（法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含む。次条及び第三条において同じ。）に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（三重県情報公開・個人情報保護審査会の事務の特例等）</p> <p>第二条 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十九年三重県条例第一号）</p> <p>第三条 第一項に規定する三重県情報公開・</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の四十第三項（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第三十条の四十第一項（法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。次条及び第三条において同じ。）に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（三重県情報公開・個人情報保護審査会の事務の特例等）</p> <p>第二条 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十九年三重県条例第一号）</p> <p>第三条 第一項に規定する三重県情報公開・</p>

<p>個人情報保護審査会は、法第三十条の四十一第一項に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会とし、法第三十条の四十第二項（法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する調査審議及び建議を行う。</p>	<p>個人情報保護審査会は、法第三十条の四十一第一項に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会とし、法第三十条の四十第二項（法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する調査審議及び建議を行う。</p>
---	---

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第七号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 特定個人番号利用事務 番号法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>六 利用特定個人情報 番号法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第四条 番号法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び知事が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第四条 番号法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び知事が行う番号法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、番号法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して</p>

該利用特定個人情報<sup>1</sup>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)  
別表第二(第四条関係)

機関	事務	特定個人情報
一 (略)	(略)	(略)
一 知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
二 知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
四 知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
五 知事	精神保健及び精神障害者福	生活困窮外国人の保護関係情報

他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報<sup>1</sup>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)  
別表第二(第四条関係)

機関	事務	特定個人情報
一 (略)	(略)	(略)
一 知事	番号法別表第一の九の項の第二欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
二 知事	番号法別表第一の十四の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
四 知事	番号法別表第一の十六の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
五 知事	番号法別表第一の二十四の	生活困窮外国人の保護関係情報

六 知事	生活保護法による保護の決定及び実施は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの	社に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	であつて規則で定めるもの
七 知事	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの		
八 知事	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）による	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの		

六 知事	番号法別表第一の二十六の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの	項の第二欄に掲げる事務	であつて規則で定めるもの
七 知事	番号法別表第一の二十八の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの		
八 知事	番号法別表第一の三十一の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの		



事	十二	知	に支援するた めの法律によ る自立支援給 付の支給又は 地域生活支援 事業の実施に 関する事務で あつて規則で 定めるもの	定めるもの
			難病の患者に 対する医療等 に関する法律 による特定医 療費の支給に 関する事務で あつて規則で 定めるもの	生活困窮外国人 の保護関係情報 であつて規則で 定めるもの
事	十二	知	掲げる事務	定めるもの
			番号法別表第 一の百二十の 項の第二欄に 掲げる事務	生活困窮外国人 の保護関係情報 であつて規則で 定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第八号**

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一〇一の三（略）	（略）	一〇一の三（略）	（略）
一 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町の区域にわたる場合を除く。） イ 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の二第二項第十四号ハ、法第六十二条の三第四項第十四号ハ 又は法第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の認定及び適合証明 ロ 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の二第二項第十五号ニ、法第六十二条の三第四項第十五号ニ又は法第六十三条第三項第六号の規定による優良住宅の認定	各市	一 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町の区域にわたる場合を除く。） イ 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の二第二項第十四号ハ、法第六十二条の三第四項第十四号ハ、法第六十三条第三項第五号イ及び法第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による優良宅地の認定及び適合証明 ロ 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の二第二項第十五号ニ、法第六十二条の三第四項第十五号ニ、法第六十三条第三項第六号及び法第六十八条の六十九第三項第六号の規定による優良住宅の認定	各市

二の二～四の七 (略)	(略)	二の二～四の七 (略)	(略)
四の八 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この項において「法」という。)及び医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この項において「政令」という。)に基づく次に掲げる事務 イ～ニ (略)	四日市市	四の八 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この項において「法」という。)及び医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この項において「政令」という。)に基づく次に掲げる事務 イ～ニ (略)	四日市市
ホ 法第六条の三第八項の規定による同条第一項若しくは第二項の報告をしないときの報告命令又は虚偽の報告のときの是正命令の経由 く～エ (略)		ホ 法第六条の三第六項の規定による同条第一項若しくは第二項の報告をしないときの報告命令又は虚偽の報告のときの是正命令の経由 く～エ (略)	
四の九～三十五 (略)	(略)	四の九～三十五 (略)	(略)

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第二第二号の項の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第九号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第七条 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。）第二十一条第一項又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員給与条例」という。）第二十三条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>第二</u>条の三<u>第二</u>号に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員以外の非常勤職員を除く。）のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員給与条例第二十二條第一項又は公立学校職員給与条例第二十四條第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>第二</u>条の三<u>第二</u>号に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員以外の非常勤職員を除く。）のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間が</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第七条 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。）第二十一条第一項又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員給与条例」という。）第二十三条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>再</u>任用短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員以外の非常勤職員を除く。）のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員給与条例第二十二條第一項又は公立学校職員給与条例第二十四條第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>再</u>任用短時間勤務職員以外の非常勤職員を除く。）のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

ある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
---------------------------

## 附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第七条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第十号**

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百四十三条</u>の二の七第一項の規定に基づき、知事、教育委員会の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は職員（同法<u>第二百四十三条</u>の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。次条において「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百四十三条</u>の二第一項の規定に基づき、知事、教育委員会の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は職員（同法<u>第二百四十三条</u>の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。次条において「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第十一号**

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（抛出率）</p> <p>第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。）第十九条第一項に規定する財政安定化基金抛出率を標準として条例で定める割合は、<u>十万分の四十一</u>とする。</p>	<p>（抛出率）</p> <p>第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。）第十九条第一項に規定する財政安定化基金抛出率を標準として条例で定める割合は、<u>十万分の三十八</u>とする。</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十二号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一 二 三 七 十 三	(略)	(略)	(略)	一 二 三 七 十 三	(略)	(略)	(略)
二 百 七 十 四	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八條の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イの規定に基づく優良宅地造成の認定申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	別表第五に定める金額	二 百 七 十 四	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八條の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イ又は第六十八條の六十九第三項第五号イの規定に基づく優良宅地	優良宅地造成認定申請手数料	別表第五に定める金額

七 の 二 百 五 十 三	第百三十七号の第十二条	政令第三百三十八号)	和二十五年ない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する	施行令(昭和三十八号)	用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する	建築基準法	二百六十七の五	(略)	二百六十七の五	租税特別措置法第二十八号の第四項第六号、第三十一条の第二項第十五号二、第六十二条の第三項第十号二又は第六十三条第三項第六号の規定に基づく優良住宅新築の認定申請に対する審査	優良住宅新築の認定申請に対する審査	別表第六
								(略)		申請手数料	金額	に定める

七 の 二 百 五 十 三	第百三十七号の第十二条	政令第三百三十八号)	和二十五年ない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する	施行令(昭和三十八号)	用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する	建築基準法	二百六十七の五	(略)	二百六十七の五	租税特別措置法第二十八号の第四項第六号、第三十一条の第二項第十五号二、第六十二条の第三項第十号二又は第六十三条第三項第六号の規定に基づく優良住宅新築の認定申請に対する審査	優良住宅新築の認定申請に対する審査	別表第六
								(略)		申請手数料	金額	に定める

五 十 三 三 五 十	三 百 五 十 二 の 九 ・ 三 五 十 二 の 十	(略)	(略)	(略)	六項の規定に基づく用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の様式替に 関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	る制限の緩和に係る認定申請手数料	
三 百 五 十 二 の 九 ・ 三 五 十 二 の 十	(略)	(略)	(略)	(略)	建築基準法施行令第三十七條の二第七項の規定に基づく形態の異なる大規模の様式替に関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査	形態の変更を伴わない大規模の様式替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	二万七千円
五 十 三 三 五 十	三 百 五 十 二 の 七 ・ 三 五 十 二 の 八	(略)	(略)	(略)			
五 十 三 三 五 十	三 百 五 十 二 の 七 ・ 三 五 十 二 の 八	(略)	(略)	(略)			

五の十二	三百五十五の十三	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項又は第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能める金額	別表第二十一に定める金額
五の十四	三百五十五の十四	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能める金額	別表第二十二に定める金額
五の十五	三百五十五の十五	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項に定める軽微な変更に関する旨の	建築物エネルギー消費性能める金額	別表第二十三に定める金額

五の十二	三百五十五の十三	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項又は第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能める金額	別表第二十一に定める金額
五の十四	三百五十五の十四	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能める金額	別表第二十二に定める金額
五の十五	三百五十五の十五	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項に定める軽微な変更に関する旨の	建築物エネルギー消費性能める金額	別表第二十三に定める金額

三百五十五の十六	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	別表第二十四に定める一棟当たりの金額（法第三十四条第三項に規定する建築物が次に掲げる場合に該当する場合）は、それぞれ次に定める金額を加算した金額）を合算して得た額	イ 法第三十五条第二項の規定による申出がある場合	別表第十一に定める
	規定する軽微な変更に関する事項を証明する書面の交付申請に対する審査	証明書交付申請手数料			

三百五十五の十六	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	別表第二十四に定める一棟当たりの金額（法第三十四条第三項に規定する建築物が次に掲げる場合に該当する場合）は、それぞれ次に定める金額を加算した金額）を合算して得た額	イ 法第三十五条第二項の規定による申出がある場合	別表第十一に定める
	規定する軽微な変更に関する事項を証明する書面の交付申請に対する審査	証明書交付申請手数料			

三 五 五 の 七 の 法 律 （ 以 下 ）	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 建 築 物 に つ い て、 別 表 第 二 十 五	変 更 す る に 関 す る 金 額
	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 （ 以 下 ）	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 建 築 物 に つ い て、 別 表 第 二 十 五	変 更 す る に 関 す る 金 額

三 五 五 の 七 の 法 律 （ 以 下 ）	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 建 築 物 に つ い て、 別 表 第 二 十 五	変 更 す る に 関 す る 金 額
	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 （ 以 下 ）	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 建 築 物 に つ い て、 別 表 第 二 十 五	変 更 す る に 関 す る 金 額

		下この項において「法」という。）第三十六條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	申請手数料 加える建築物に於いては、別表第二十(四)に定める一棟当たりの金額(法第三十四條第三項に規定する申請建築物が次に掲げる場合に該当する場合に於ては、それぞれ次に定める金額を加算した金額)を合算して得た額 イ 法第三十六條第二項において準用する法第三十五條第二項の規定による申出がある場合別表第十		この項において「法」という。）第三十六條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	申請手数料 加える建築物に於いては、別表第二十(四)に定める一棟当たりの金額(法第三十四條第三項に規定する申請建築物が次に掲げる場合に該当する場合に於ては、それぞれ次に定める金額を加算した金額)を合算して得た額 イ 法第三十六條第二項において準用する法第三十五條第二項の規定による申出がある場合別表第十	
--	--	--	---	--	---	---	--

五 十 三 の 費	建築物のエネルギー消費性能の向上	建築物エネルギー消費性能	別表第二十六に定める金額	額	に	定	一	に	定
	建築物のエネルギー消費性能の向上								
五	建築物のエネルギー消費性能の向上	建築物エネルギー消費性能	別表第二十六に定める金額	額	に	定	一	に	定

五 十 三 の 費	建築物のエネルギー消費性能の向上	建築物エネルギー消費性能	別表第二十六に定める金額	額	に	定	一	に	定
	建築物のエネルギー消費性能の向上								
五	建築物のエネルギー消費性能の向上	建築物エネルギー消費性能	別表第二十六に定める金額	額	に	定	一	に	定

四 六 十 三 百 五 十 三	十八	上 等 に 関 す る 法 律 第 四 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 に 係 る 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	に 係 る 認 定 申 請 手 数 料	(略)	(略)
		備 考 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第四(職業能力開発促進法施行令第二条第一号の規定に基づく技能検定試験手数料のうち実技試験を行う場合)

- 一 特級、一級、二級、三級(次号から第六号までに規定する者を除く。)、基礎級及び単一等級

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	(略)	(略)

- 二 二級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において二十三歳未満の在職中の者(第六号に規定する者及び出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者(以下この表において「在留資格者」という。))を除く。))に限る。)

四 六 十 三 百 五 十 三	十八	上 等 に 関 す る 法 律 第 四 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 に 係 る 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	に 係 る 認 定 申 請 手 数 料	(略)	(略)
		備 考 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第四(職業能力開発促進法施行令第二条第一号の規定に基づく技能検定試験手数料のうち実技試験を行う場合)

- 一 特級、一級、二級(次号に規定する者を除く。)、三級(次号から第四号までに規定する者を除く。)、基礎級及び単一等級

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	(略)	(略)

- 二 二級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において二十五歳未満の在職中の者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者(以下この表において「在留資格者」という。))を除く。))に限る。))及び三級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において二十五歳未満の在職中の者(第四号に規定する者及び在留資格者を除く。))に限る。))

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	(略)	(略)

三 三級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において二十三歳未満の者(前号、次号及び第六号に規定する者並びに在留資格者を除く。)に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	一万三千七百円

四 三級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において二十三歳未満の在校生(第六号に規定する者及び在留資格者を除く。)に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	七千六百円

五 三級(在校生(前号及び次号に規定する者を除く。)に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	(略)	(略)

六 三級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において二十三歳未満の在職中の在校生(在留資格者を除く。)に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	(略)	(略)

備考 (略)

別表第五(租税特別措置法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イの規定に基づく優良宅地造成認定申請手数料)

造成宅地の面積	手数料の
---------	------

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	(略)	(略)

三 三級(在校生(次号に規定する者を除く。)に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	(略)	(略)

四 三級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において二十五歳未満の在職中の在校生(在留資格者を除く。)に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	(略)	(略)

備考 (略)

別表第五(租税特別措置法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定に基づく優良宅地造成認定申請手数料)

造成宅地の面積	手数料の
---------	------

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>別表第六（租税特別措置法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ又は第六十三条第三項第六号の規定に基づく優良住宅新築認定申請手数料）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">新築住宅の床面積の合計</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">手数料の金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	金額	(略)	(略)	新築住宅の床面積の合計	手数料の金額	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>別表第六（租税特別措置法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号の規定に基づく優良住宅新築認定申請手数料）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">新築住宅の床面積の合計</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">手数料の金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	金額	(略)	(略)	新築住宅の床面積の合計	手数料の金額	(略)	(略)
(略)	金額																
(略)	(略)																
新築住宅の床面積の合計	手数料の金額																
(略)	(略)																
(略)	金額																
(略)	(略)																
新築住宅の床面積の合計	手数料の金額																
(略)	(略)																

別表第二十一から別表第二十六までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一第二百七十四号の項及び第二百七十五号の項の改正規定、別表第五の改正規定並びに別表第六の改正規定は、公布の日から施行する。

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十三号

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例（平成十二年三重県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係）消防法関係				別表第一（第二条関係）消防法関係			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
八	(略)	(略)	(略)	八	(略)	(略)	(略)
九	法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料		法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験	イ 甲種危険物取扱者試験	七千二百円
		ロ 乙種危険物取扱者試験	五千三百円			ロ 乙種危険物取扱者試験	四千六百円
		ハ 丙種危険物取扱者試験	四千二百円			ハ 丙種危険物取扱者試験	三千七百円
十	法第十三条の二十三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	危険物取扱者保安講習手数料	五千三百円	十	法第十三条の二十三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	危険物取扱者保安講習手数料	四千七百円
十一	(略)	(略)	(略)	十一	(略)	(略)	(略)

四	十五	法第十七 条の八第 三項の規 定に基づ く消防設 備士試験 の実施	消防設備士試 験手数料	イ 甲種消 防設備士 試験 円 六千六百	ロ 乙種消 防設備士 試験 円 四千四百
十六	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三(第二条関係) 高圧ガス保安法関係

項	手数料を 徴収する 事務	手数料の名称 及び区分	金額
一	高圧ガス 保安法 (昭和二 十六年法 律第二百 四号。以 下この表 において 「法」と いう。)の 第五條第 一項の規 定に基づ く高圧ガ スの製造 の許可の 申請に対 する審査	高圧ガス製造 許可申請手 数料 イ (略) ロ 法第五 條第一項 第一号に 該当する 者であつ て、移動 式製造設 備(高圧ガ スの製造 のため の製造設 備で移動 するこ とができ るよう に設計 したもの をいう。 次の項 及び十六 の項にお いて同	(略)

四	十五	法第十七 条の八第 三項の規 定に基づ く消防設 備士試験 の実施	消防設備士試 験手数料	イ 甲種消 防設備士 試験 円 五千七百	ロ 乙種消 防設備士 試験 円 三千八百
十六	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三(第二条関係) 高圧ガス保安法関係

項	手数料を 徴収する 事務	手数料の名称 及び区分	金額
一	高圧ガス 保安法 (昭和二 十六年法 律第二百 四号。以 下この表 において 「法」と いう。)の 第五條第 一項の規 定に基づ く高圧ガ スの製造 の許可の 申請に対 する審査	高圧ガス製造 許可申請手 数料 イ (略) ロ 法第五 條第一項 第一号に 該当する 者であつ て、移動 式製造設 備(高圧ガ スの製造 のため の製造設 備で移動 するこ とができ るよう に設計 したもの をいう。 )のみ を使用し て高圧ガ スの製造	(略)







六十九	(略)	(略)	(略)	に相当する金額(法 第五條第一項の許 可に係る液化石油 ガスの製造のため の施設であつて、液 化石油ガスの保安 の確保及び取引の 適正化に關する法 律第三十七條の三 第一項の完成検査 を受け、同法第三 十七條の技術上の 基準に適合している ものと認められた ものの完成検査に あつては、六千 百円)
六十九	(略)	(略)	(略)	に相当する金額(法 第五條第一項の許 可に係る液化石油 ガスの製造のため の施設であつて、液 化石油ガスの保安 の確保及び取引の 適正化に關する法 律(昭和四十二年 法第四百四十九号) 第三十七條の第三 第一項の完成検査 を受け、同法第三 十七條の技術上の 基準に適合して いると認められた ものの完成検査に あつては、六千 百円)

附 則

この条例のうち、別表第三の改正規定は令和六年四月一日から、別表第一の改正規定は

同年五月一日から施行する。

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十四号

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料）</p> <p>第八条の二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、<u>法第四条に規定する自動車運転代行業の認定を受けようとする者は、自動車運転代行業認定申請手数料を納めなければならない。</u></p>	<p>（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料）</p> <p>第八条の二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる認定等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一 <u>法第四条に規定する自動車運転代行業の認定を受けようとする者</u> 自動車運転代行業認定申請手数料</p> <p>二 <u>法第五条第五項に規定する認定証の再交付を受けようとする者</u> 自動車運転代行業認定証再交付手数料</p> <p>三 <u>法第八条第三項に規定する認定証の書換えを受けようとする者</u> 自動車運転代行業認定証書換え手数料</p>
<p>2 前項の自動車運転代行業認定申請手数料の額は、<u>一万二千円とする。</u></p> <p>（警備業法関係手数料）</p> <p>第九条 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下この条及び別表第十において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p>	<p>2 前項の手数料の額は、別表第九の二の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。</p> <p>（警備業法関係手数料）</p> <p>第九条 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下この条及び別表第十において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p>

1	(略)	
1	法第七条第一項に規定する認定の更新を受けようとする者 警備業認定更新申請手数料	
2	三～十六 (略)	
2	(略)	
第十条～第十二条 (略)		
別表第六(第七条関係)		
手数料	区分	手数料

1	(略)	
1	法第五条第五項に規定する認定証の再交付を受けようとする者 警備業認定証再交付手数料	
1	法第七条第一項に規定する認定証の更新を受けようとする者 警備業認定証更新申請手数料	
1	法第十一条第三項に規定する認定証の書換えを受けようとする者 警備業認定証書換え手数料	
2	五～十八 (略)	
2	(探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料)	
第十条 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号。以下この条において「法」という。)の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。		
1	法第四条第三項に規定する同条第一項の規定による届出があつたことを証する書面の交付を受けようとする者 探偵業届出証明書交付手数料	
1	法第四条第三項に規定する同条第二項の規定による変更の届出があつたことを証する書面の交付を受けようとする者 探偵業変更届出証明書交付手数料	
1	法第四条第三項に規定する届出があつたことを証する書面の再交付を受けようとする者 探偵業届出証明書再交付手数料	
2	前項の手数料の額は、別表第十一の上欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。	
第十一条～第十三条 (略)		
別表第六(第七条関係)		
手数料	区分	手数料

の種別		の額
一～三 (略)	(略)	(略)
三の二 猟銃技 能講習 手数料		一万四千 円
四～十五 (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

別表第十 (第九条関係)

手数料 の種別	区 分	手 数 料 の 額
一 (略)		(略)
二 警備 業認定 更新申 請手数 料		二万三千 円
三～十六	(略)	(略)

の種別		の額
一～三 (略)	(略)	(略)
三の二 猟銃技 能講習 手数料		一万二千 七百円
四～十五 (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

別表第九の二 (第八条の二関係)

手数料の種別	手 数 料 の 額
一 自動車運転代行業認定申 請手数料	一万二千 円
二 自動車運転代行業認定証 再交付手数料	千七百円
三 自動車運転代行業認定証 書換え手数料	二千百円

別表第十 (第九条関係)

手数料 の種別	区 分	手 数 料 の 額
一 (略)		(略)
二 警備 業認定 証再交 付手数 料		二千円
三 警備 業認定 証更新 申請手 数料		二万三千 円
四 警備 業認定 証書換 え手数 料		二千二百 円
五～十八	(略)	(略)

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>									
<p>別表第十一(第十条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別表第十一(第十条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">手数料の種別</th> <th style="text-align: center;">手 数 料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一 探偵業届出証明書交付手数料</td> <td style="text-align: center;">三千六百円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二 探偵業変更届出証明書交付手数料</td> <td style="text-align: center;">千六百円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三 探偵業届出証明書再交付手数料</td> <td style="text-align: center;">千五百円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第十二(第十一条関係)</p> <p>(略)</p>	手数料の種別	手 数 料	の 額	一 探偵業届出証明書交付手数料	三千六百円	二 探偵業変更届出証明書交付手数料	千六百円	三 探偵業届出証明書再交付手数料	千五百円
手数料の種別	手 数 料									
	の 額									
一 探偵業届出証明書交付手数料	三千六百円									
二 探偵業変更届出証明書交付手数料	千六百円									
三 探偵業届出証明書再交付手数料	千五百円									

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第十五号**

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の一部を改正する条例

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成三十年三重県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（国等との連携協力）</p> <p>第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、<u>国及び市町</u>と連携し、及び協力しなければならない。</p> <p>2 <u>県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（事業者における障がいを理由とする差別の禁止）</p> <p>第十一条 （略）</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならぬ。</p>	<p style="text-align: center;">（国等との連携協力）</p> <p>第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、<u>国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者</u>と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（事業者における障がいを理由とする差別の禁止）</p> <p>第十一条 （略）</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をす</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第十六号**

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の人員)</p> <p>第四条 法第二十一条第一項の規定により、病院は、次に掲げる従業者を有しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 栄養士又は管理栄養士</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(病院の人員)</p> <p>第四条 法第二十一条第一項の規定により、病院は、次に掲げる従業者を有しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 栄養士</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一見勝之

**三重県条例第十七条**

三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 青少年 十八歳未満の者をいう。</p> <p>二 八 (略)</p> <p>(非行を助長する行為等の禁止)</p> <p>第二十四条の二 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として次に掲げる行為(以下この条において「著しい非行」という。)を行う集団を結成すること又は既に結成されている著しい非行を行う集団を維持することを指導し、又は援助してはならない。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、<u>第百七十七条、第百八十条から第百八十二条まで、第百九十九条、第二百一条、第二百三条から第二百五条まで、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十四条から第二百二十五条の二まで、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十八条の三、第二百三十五条、第二百三十六條から第二百四十一条まで、第二百四十三条、第二百四十六条、第二百四十六条の二又は第二百四十八条から第二百五十条までに規定する行</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 青少年 十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。</p> <p>二 八 (略)</p> <p>(非行を助長する行為等の禁止)</p> <p>第二十四条の二 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として次に掲げる行為(以下この条において「著しい非行」という。)を行う集団を結成すること又は既に結成されている著しい非行を行う集団を維持することを指導し、又は援助してはならない。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条から<u>第百七十八条まで、第百八十条、第百八十一条、第百九十九条、第二百一条、第二百三条から第二百五条まで、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十四条から第二百二十五条の二まで、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十八条の三、第二百三十五条、第二百三十六條から第二百四十一条まで、第二百四十三条、第二百四十六条、第二百四十六条の二又は第二百四十八</u>条から第二百五十条までに規定する行</p>

為 二〇七 (略) 二〇五 (略)	為 二〇七 (略) 二〇五 (略)
-------------------------	-------------------------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三重県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十八号

三重県建築基準条例の一部を改正する条例

三重県建築基準条例（昭和四十六年三重県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（前面空地） 第十一条（略） 2 前項に規定する空地の奥行きは、次の表に定めるところによらなければならない。		（前面空地） 第十一条（略） 2 前項に規定する空地の奥行きは、次の表に定めるところによらなければならない。	
客席の床面積の合計	空地の奥行き	客席の床面積の合計	空地の奥行き
二百平方メートル未満	耐火建築物 又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（法第二条第九号の二イの基準に適合するものに限る。）である劇場等（以下「耐火劇場等」という。）	二百平方メートル未満	耐火建築物 又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（その主要構造部が法第二条第九号の二イに該当するものに限る。）である劇場等（以下「耐火劇場等」という。）
（略）	一メートル以上	（略）	一メートル以上
（略）	（略）	（略）	（略）
3 （略） （マーケットの構造）		3 （略） （マーケットの構造）	
第十八条（略）		第十八条（略）	
2 法第二条第九号の二イの基準に適合する建築物又は主要構造部が一時間準耐火		2 主要構造部が耐火構造又は一時間準耐火基準に適合する準耐火構造でない建築	

<p>基準に適合する準耐火構造である建築物のいずれにも該当しない建築物のうちマーケットの用途に供するものにあつては、その用途に供する部分の上階には、マーケットの管理用の居室以外の居室は、設けてはならない。</p> <p>(共同住宅等の設置制限等)</p>	<p>物でマーケットの用途に供するもののその用途に供する部分の上階には、マーケットの管理用の居室以外の居室は、設けてはならない。</p> <p>(共同住宅等の設置制限等)</p>
<p>第二十四条 共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以上のものにあつては、その用途に供する部分は、次の各号に掲げる用途に供する部分(法第二条第九号の二イの基準に適合するもの又はその主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造であるものを除く。)の上階に設けてはならない。</p>	<p>第二十四条 共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以上のものにあつては、その用途に供する部分は、主要構造部が耐火構造又は一時間準耐火基準に適合する準耐火構造でない工場又は法別表第一(一)欄(一)項若しくは(四)項に掲げる用途に供する部分の上階に設けてはならない。</p>
<p>一 工場</p> <p>二 法別表第一(一)欄(一)項又は(四)項</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

三重県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第十九号**

三重県営住宅条例の一部を改正する条例

三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居の資格)</p> <p>第六条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者若しくは婚姻の予約者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童を含む。以下同じ。）であること。</p> <p>二（略）</p> <p>八 身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる世帯でないこと。</p>	<p>(入居の資格)</p> <p>第六条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者若しくは婚姻の予約者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下この条において「単身入居困難者」という。）を除く。次条第二項において「老人等」という。）</p>

<p>2 知事は、前項第八号に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</p>	<p>3 知事は、入居の申込みをした者が単身入居困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</p> <p>4 知事は、入居の申込みをした者が単身入居困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町に意見を求めることができる。</p>
<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第七条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第一項第一号から第八号まで（第七号を除く。）に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 前条第一項第五号ロに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第七条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 前条第一項第五号ロに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、第二号から第七号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例(昭和三十二年三重県条例第九号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 <u>二、八四六</u>人 事務職員及び技術職員 <u>二四九</u>人 その他の職員 <u>五六</u>人 計 <u>三、一五一</u>人</p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び 寄宿舎指導員 <u>一、二〇四</u>人 栄養教諭及び学校栄養職員 <u>一四</u>人 事務職員 <u>七三</u>人 その他の職員 <u>三</u>人 計 <u>一、二九四</u>人</p> <p>(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 校長及び教員 <u>五、八九七</u>人 養護教員 <u>三五〇</u>人 栄養教諭及び学校栄養職員 <u>一〇五</u>人 事務職員 <u>三六五</u>人 計 <u>六、七一七</u>人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 校長及び教員 <u>三、三四〇</u>人</p>	<p>(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 <u>二、八六七</u>人 事務職員及び技術職員 <u>二五三</u>人 その他の職員 <u>五七</u>人 計 <u>三、一七七</u>人</p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び 寄宿舎指導員 <u>一、二二三</u>人 栄養教諭及び学校栄養職員 <u>一三</u>人 事務職員 <u>七九</u>人 その他の職員 <u>三</u>人 計 <u>一、三〇八</u>人</p> <p>(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 校長及び教員 <u>五、九一九</u>人 養護教員 <u>三五一</u>人 栄養教諭及び学校栄養職員 <u>一〇九</u>人 事務職員 <u>三六七</u>人 計 <u>六、七四六</u>人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 校長及び教員 <u>三、三四五</u>人</p>

養護教員 一五〇人	養護教員 一五一人
栄養教諭及び学校栄養職員 三四人	栄養教諭及び学校栄養職員 三三人
事務職員 一七六八	事務職員 一七五八
計 三、七〇〇人	計 三、七〇四人

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第二十一号**

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第一（第二条関係）			別表第一（第二条関係）		
名称	位置	設置課程	名称	位置	設置課程
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三重県立木本高等学校	(略)	(略)	三重県立木本高等学校	(略)	(略)
三重県立熊野青藍高等学校	熊野市	全日制定時制			
同 紀南分校	南牟婁郡御浜町	全日制定時制			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

- この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第七章 (略)</p> <p>第八章 自立訓練(機能訓練)</p> <p>第一節～第四節 (略)</p> <p>第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第百二十二条の二―<u>第百二十二条の五</u>)</p> <p>第六節 (略)</p> <p>第九章～第十八章 (略)</p> <p>附則 (定義)</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 (略)</p> <p>第八章 自立訓練(機能訓練)</p> <p>第一節～第四節 (略)</p> <p>第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第百二十二条の二―<u>第百二十二条の四</u>)</p> <p>第六節 (略)</p> <p>第九章～第十八章 (略)</p> <p>附則 (定義)</p>
<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 多機能型 第六十一条に規定する指定生活介護の事業、第百十六条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第百二十六条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第百三十八条に規定する指定就労移行支援の事業、第百四十六</p>	<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 多機能型 第六十一条に規定する指定生活介護の事業、第百十六条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第百二十六条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第百三十八条に規定する指定就労移行支援の事業、第百四十六</p>

条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第百五十四条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号。以下この号、第七十三條の二及び第七十一条において「指定障害児通所支援条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援の事業、指定障害児通所支援条例第五十八條に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定障害児通所支援条例第六十九條の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定障害児通所支援条例第七十條に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定障害児通所支援条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（管理者）

第七條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第二十二條 （略）

2・3 （略）

4 指定居宅介護事業所のサービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない

条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第百五十四条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号。以下この号、第七十三條の二及び第七十一条において「指定障害児通所支援条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援の事業、指定障害児通所支援条例第四十七條に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定障害児通所支援条例第五十八條に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定障害児通所支援条例第六十九條の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定障害児通所支援条例第七十條に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定障害児通所支援条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（管理者）

第七條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第二十二條 （略）

2・3 （略）

<p>ない。</p> <p>(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)</p> <p>第三十二条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(第三十二条の四において「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等条例」という。)第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。次条において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。</p> <p>(管理者)</p>	<p>(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)</p> <p>第三十二条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(第三十二条の四において「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十四号。第七十三條の三及び第八十八條の二において「指定居宅サービス等条例」という。)第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。次条において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。</p> <p>(管理者)</p>
<p>第三十四条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(従業者)</p>	<p>第三十四条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(従業者)</p>
<p>第四十条 (略)</p> <p>2 ～ 6 (略)</p> <p>7 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であつて、療養介護及び指定入所支援を同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることをもつて、第一項から第五項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>第四十条 (略)</p> <p>2 ～ 6 (略)</p> <p>7 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であつて、療養介護及び指定入所支援を同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることをもつて、第一項から第五項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

(指定療養介護の取扱方針)

第四十七条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第四十九条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(従業者)

第六十二条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第八章、第九章及び第十七章において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

三 (略)

2 前項第二号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3～6 (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第八十四条 (略)

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立し

(指定療養介護の取扱方針)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第四十九条 (略)

(従業者)

第六十二条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第八章、第九章及び第十七章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

三 (略)

2 前項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3～6 (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第八十四条 (略)

<p>た日常生活又は社会生活を営むことができ るよう、利用者の意思決定の支援に配慮 しなければならない。</p>	
<p>3・4 (略) (指定重度障害者等包括支援の取扱方針) 第九十八条 (略)</p>	<p>2・3 (略) (指定重度障害者等包括支援の取扱方針) 第九十八条 (略)</p>
<p>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利 用者が自立した日常生活又は社会生活を 営むことができるよう、利用者の意思決定 の支援に配慮しなければならない。</p>	
<p>3・4 (略) (準用)</p>	<p>2・3 (略) (準用)</p>
<p>第一百条 第十条から第十四条まで、第十六 条、第二十条、第二十一条、第二十二條第 四項、第二十四条の二から第三十条まで及 び第五十二条の規定は、指定重度障害者等 包括支援の事業について準用する。この場 合において、第十条第一項中「第二十三条」 とあるのは「第一百条」と、第十三条第二項 中「次条第一項」とあるのは「第一百条に おいて準用する次条第一項」と、第十六条 第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第 百一条において準用する第十四条第二項」 と読み替えるものとする。</p>	<p>第一百条 第十条から第十四条まで、第十六 条、第二十条、第二十一条、第二十四條の 二から第三十条まで及び第五十二条の規 定は、指定重度障害者等包括支援の事業に ついて準用する。この場合において、第十 条第一項中「第二十三条」とあるのは「第 百条」と、第十三条第二項中「次条第一項」 とあるのは「第一百条において準用する次 条第一項」と、第十六条第二項中「第十四 条第二項」とあるのは「第一百条において 準用する第十四条第二項」と読み替えるも のとする。</p>
<p>(従業者) 第一百七十七条 指定自立訓練(機能訓練)の事 業を行う者(以下この条及び第二百十条に おいて「指定自立訓練(機能訓練)事業者」 という。)が当該事業を行う事業所(以下 「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とい う。)に置くべき従業者は、次に掲げると おりとする。</p>	<p>(従業者) 第一百七十七条 指定自立訓練(機能訓練)の事 業を行う者(以下この条及び第二百十条に おいて「指定自立訓練(機能訓練)事業者」 という。)が当該事業を行う事業所(以下 「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とい う。)に置くべき従業者は、次に掲げると おりとする。</p>
<p>一 看護職員、理学療法士、作業療法士又 は言語聴覚士及び生活支援員</p>	<p>一 看護職員、理学療法士又は作業療法士 及び生活支援員</p>
<p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p>
<p>2 (略) 3 第一項第一号の理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士を確保することが困難な 場合には、これらの者に代えて、日常生活</p>	<p>2 (略) 3 第一項第一号の理学療法士又は作業療 法士を確保することが困難な場合には、こ れらの者に代えて、日常生活を営むために</p>

<p>を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>	<p>必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>
<p>4 ～ 8 (略)</p>	<p>4 ～ 8 (略)</p>
<p>第百二十二条の二 (略) (共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)</p>	<p>第百二十二条の二 (略)</p>
<p>第百二十二条の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等条例第七十二条第五項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。</p>	
<p>第百二十二条の四・第百二十二条の五 (略) (基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)</p>	<p>第百二十二条の三・第百二十二条の四 (略) (基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)</p>
<p>第百二十三条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第百二十三条の三に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び第百七十五条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。</p>	<p>第百二十三条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第百七十五条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。次条、第百二十四条及び第百二十五条において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。</p>
<p>第百二十三条の二 (略) (病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)</p>	<p>第百二十三条の二 (略)</p>
<p>第百二十三条の三 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービスに関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基</p>	

<p>準は、規則で定める。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第六十四條の六 (略)</p>	<p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第六十四條の六 (略)</p>
<p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</p> <p>(実施主体)</p>	<p>(実施主体)</p>
<p>第六十四條の七 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。</p> <p>(従業者)</p>	<p>第六十四條の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。</p> <p>(従業者)</p>
<p>第六十四條の十三 (略)</p> <p>2 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。)第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を前項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</p>	<p>第六十四條の十三 (略)</p>

<p>3 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置きサービス管理責任者とみなすことができる。</p>	
<p>4 第一項各号に掲げる指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項各号に掲げる指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第六百六十四条の十六 削除</p> <p>(準用)</p> <p>第六百六十四条の十七 第十条から第十六条まで、第二十一条、第二十四条の二、第二十五条、第二十六条から第二十九条の二まで、第四十七条、第四十八条、第五十二条、第六百六十四条の六、第六百六十四条の八及び第六百六十四条の九の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一</p>	<p>第六百六十四条の十六 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第六百六十四条の十七 第十条から第十六条まで、第二十一条、第二十四条の二、第二十五条、第二十六条から第二十九条の二まで、第四十七条、第四十八条、第五十二条、第六百六十四条の六、第六百六十四条の八及び第六百六十四条の九の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一</p>

項中「第二十三条」とあるのは「第六十四條の十七において準用する第六十四條の八」と、第十三條第二項中「次條第一項」とあるのは「第六十四條の十七において準用する次條第一項」と、第四十七條第一項中「次條第一項」とあるのは「第六十四條の十七において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第四十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と読み替えるものとする。

第六十五條 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身その他の状況及び置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第六十八條の四 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 5 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第六十八條の五 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当

項中「第二十三条」とあるのは「第六十四條の十七において準用する第六十四條の八」と、第十三條第二項中「次條第一項」とあるのは「第六十四條の十七において準用する次條第一項」と、第四十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と読み替えるものとする。

第六十五條 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身その他の状況及び置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第六十八條の四 (略)

2 4 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第六十八條の五 (略)

<p>たつては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p>	
<p>第百六十八条の六 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p>	
<p>2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第七十条の八において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	
<p>3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</p>	
<p>4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	
<p>5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。</p>	
<p>第百六十八条の七・第百六十八条の八 (略)</p>	<p>第百六十八条の六・第百六十八条の七 (略)</p>

(この節の趣旨)

第七十条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（第七十条の四、第七十条の七及び第七十条の八において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第七十条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(地域との連携等)

第七十条の八 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図

(この節の趣旨)

第七十条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（第七十条の四、第七十条の七及び第七十条の八において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第七十条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(協議の場の設置等)

第七十条の八

	<p>らなければならない。</p>
<p>2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	
<p>3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</p>	
<p>4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	
<p>5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。</p>	
<p>6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第八十九条の三第二項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項及び次項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>

7 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第七百七十条の九 第十条、第十一条、第十三条、第十六条、第二十条、第二十四条の二、第二十五条の二から第二十九条の二まで、第四十三条、第四十八条、第五十二条、第五十五条、第五十八条、第六十九条、第七十一条、第三百三十一条の二及び第六百六十八条の二から第六百六十八条の八までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第二十三条」とあるのは「第七百七十条の九において準用する第六百六十八条の六」と、第十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七百七十条の九において準用する第六百六十八条の三第一項」と、第十六条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第七百七十条の九において準用する第六百六十八条の三第二項」と、第四十八条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第三百三十一条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第七百七十条の十一 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指

2 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第七百七十条の九 第十条、第十一条、第十三条、第十六条、第二十条、第二十四条の二、第二十五条の二から第二十九条の二まで、第四十三条、第四十八条、第五十二条、第五十五条、第五十八条、第六十九条、第七十一条、第三百三十一条の二及び第六百六十八条の二から第六百六十八条の七までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第二十三条」とあるのは「第七百七十条の九において準用する第六百六十八条の六」と、第十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七百七十条の九において準用する第六百六十八条の三第一項」と、第十六条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第七百七十条の九において準用する第六百六十八条の三第二項」と、第四十八条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第三百三十一条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第七百七十条の十一 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指

定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第一百七十条の二十において読み替えて準用する第四十八条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第一百七十条の十三第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第一百七十条の十二 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身その他の状況及び置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第一百七十条の二十において読み替えて準用する第四十八条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第一百七十条の十三第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第一百七十条の十二 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身その他の状況及び置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第七十条の二十 第十一条、第十三条、第十六条、第二十条、第二十四条の二、第二十五条の二から第二十九条の二まで、第四十三条、第四十八条、第五十二条、第五十五条、第五十八条、第六十九条、第七十一条、第三百三十一条の二、第六百六十八条の二から第六百六十八条の六まで、第六百六十八条の八の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十条の二十において準用する第六百六十八条の三第一項」と、第十六条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第七十条の二十において準用する第六百六十八条の三第二項」と、第四十八条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第三百三十一条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第七十一条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指

(準用)

第七十条の二十 第十一条、第十三条、第十六条、第二十条、第二十四条の二、第二十五条の二から第二十九条の二まで、第四十三条、第四十八条、第五十二条、第五十五条、第五十八条、第六十九条、第七十一条、第三百三十一条の二、第六百六十八条の二から第六百六十八条の五まで、第六百六十八条の七の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十条の二十において準用する第六百六十八条の三第一項」と、第十六条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第七十条の二十において準用する第六百六十八条の三第二項」と、第四十八条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第三百三十一条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第七十一条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指

定障害児通所支援条例第六条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(指定障害児通所支援条例第五十九条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第六十二条第四項、第一百七十七条第五項及び第六項、第二百二十七条第四項、第二百二十九条第三項並びに第四百四十七条第三項(第二百五十五条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)においては、第六十二条第五項、第一百七十七条第七項、第二百二十七条第五項、第二百二十九条第四項及び第四百四十七条第四項(第二百五十五条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち規則で定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者のうち、一人以上は常勤でなければならないとすることができる。

(従業者)  
 第七十六条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において

定障害児通所支援条例第六条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)指定医療型児童発達支援事業所(指定障害児通所支援条例第四十八条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(指定障害児通所支援条例第五十九条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第六十二条第四項、第一百七十七条第五項及び第六項、第二百二十七条第四項、第二百二十九条第三項並びに第四百四十七条第三項(第二百五十五条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)においては、第六十二条第五項、第一百七十七条第七項、第二百二十七条第五項、第二百二十九条第四項及び第四百四十七条第四項(第二百五十五条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち規則で定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者のうち、一人以上は常勤でなければならないとすることができる。

(従業者)  
 第七十六条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において

<p>「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</p> <p>四 六 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(管理者)</p>	<p>「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 理学療法士又は作業療法士</p> <p>四 六 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(管理者)</p>
<p>第一百七十七条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>	<p>第一百七十七条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。</p>

第二条 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 第九章 (略)</p> <p>第九章の二 就労選択支援</p> <p>第一節 基本方針(第一百三十七条の二)</p> <p>第二節 人員に関する基準(第一百三十七条の三・第一百三十七条の四)</p> <p>第三節 設備に関する基準(第一百三十七条の五)</p> <p>第四節 運営に関する基準(第一百三十七条の六―第一百三十七条の九)</p> <p>第十章 第十八章 (略)</p> <p>附則 (定義)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第九章 (略)</p> <p>第十章 第十八章 (略)</p> <p>附則 (定義)</p>
<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げ</p>	<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げ</p>

る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 支給決定障害者等 法第五条第二十四項に規定する支給決定障害者等をいう。

三 十 (略)

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第四条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章、第七章から第九章まで及び第十章から第十五章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第四十八条において「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき当該利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講じることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

第百三十七条 (略)

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針

第百三十七条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、障害者総合支援法施行規則第六条の七の四に規定する便宜

る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 支給決定障害者等 法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。

三 十 (略)

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第四条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章及び第七章から第十五章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第四十八条において「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき当該利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講じることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

第百三十七条 (略)

	を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。
	<p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(従業者)</p>
第百三十七条の三	<p>指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の員数は、規則で定める。</p>
2	<p>前項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
3	<p>前二項に定めるもののほか、従業員の員数その他従業者に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(準用)</p>
第百三十七条の四	<p>第四十一条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第三節 設備に関する基準</p>
第百三十七条の五	<p>第六十五条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(実施主体)</p>
第百三十七条の六	<p>指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(評価及び整理の実施等)</p>
第百三十七条の七	<p>指定就労選択支援事業</p>

<p>者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理（次項において「アセスメント」という。）を行うものとする。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、アセスメントの実施等に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>（準用）</p>
<p>第一百三十七条の八 第十条から第十三条まで、第十六条、第二十条、第二十四条の二、第二十五条の二から第二十九条の二まで、第四十七条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第六十七条から第七十一条まで、第一百二十条及び第一百三十一条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第二十三条」とあるのは「第一百三十七条の八において準用する第七十条」と、第十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百三十七条の八において準用する第一百二十条第一項」と、第十六条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第一百三十七条の八において準用する第一百二十条第二項」と、第四十七条第一項中「次条第一項」に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第一百三十一条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</p>

<p>る。</p> <p>(その他運営に関する基準)</p> <p>第百三十七条の九 この節に定めるもののほか、指定就労選択支援の事業の運営に關し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>第十章 (略)</p>	<p>第十章 (略)</p>
--	----------------

(三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)  
 第三条 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 多機能型 生活介護(法第五条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(障害者総合支援法施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援(法第五条第十四項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。)の事業、就労継続支援A型(障害者総合支援法施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(障害者総合支援法施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 多機能型 生活介護(法第五条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(障害者総合支援法施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援(法第五条第十四項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。)の事業、就労継続支援A型(障害者総合支援法施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(障害者総合支援法施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二</p>

年法律第百六十四号)第六條の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第三項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(療養介護の取扱方針)

第十四条 (略)

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第十六条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(職員)

第三十三条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第五章において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

年法律第百六十四号)第六條の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(療養介護の取扱方針)

第十四条 (略)

2・3 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第十六条 (略)

2 (職員)

第三十三条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第五章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

<p>四 (略)</p> <p>2 前項第三号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>	<p>四 (略)</p> <p>2 前項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>
<p>3 7 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第四十二条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p> <p>三 (略)</p>	<p>3 7 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第四十二条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>三 (略)</p>
<p>2 前項第二号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>3 8 (略)</p> <p>第五十一条 (略)</p> <p>(規模)</p> <p>第五十一条の二 就労移行支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(職員)</p>	<p>2 前項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止する目的の訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>3 8 (略)</p> <p>第五十一条 (略)</p> <p>(職員)</p>
<p>第五十三条 就労移行支援事業所に置くべき職員は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第五十三条 就労移行支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)に置くべき職員は、次に掲げるとおりとする。</p>

<p>一 ～ 四 (略)</p> <p>2 ～ 6 (略)</p> <p>(準用)</p>	<p>一 ～ 四 (略)</p> <p>2 ～ 6 (略)</p> <p>(準用)</p>
<p>第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十六条まで、第十八条から第十九条まで、第二十一条から第二十五条の二まで、第二十八条から第三十条まで、第三十二条及び第三十四条から第三十八条までの規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第十六条中「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と、第三十四条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(規模に関する特例)</p>	<p>第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十六条まで、第十八条から第十九条まで、第二十一条から第二十五条の二まで、第二十八条から第三十二条まで及び第三十四条から第三十八条までの規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十五条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第十六条中「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と、第三十一条ただし書及び第三十四条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(規模に関する特例)</p>
<p>第七十一条 多機能型による生活介護事業所（以下この条において「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下この条において「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下この条において「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所及び就労継続支援 B 型事業所（就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下この条において「多機能型就労継続支援 B 型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号。以</p>	<p>第七十一条 多機能型による生活介護事業所（以下この条において「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下この条において「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下この条において「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所及び就労継続支援 B 型事業所（就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下この条において「多機能型就労継続支援 B 型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号。以</p>

<p>下この条及び次条において「指定障害児通所支援条例」という。)第五条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業又は指定障害児通所支援条例第五十八条に規定する指定放課後等デイサービスの事業(以下この条及び次条において「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、規則で定める多機能型事業所の種類に応じ、規則で定める人数とすることができる。</p> <p>2 3 4 (略)</p>	<p>下この条及び次条において「指定障害児通所支援条例」という。)第五条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定障害児通所支援条例第四十七条に規定する指定医療型児童発達支援の事業又は指定障害児通所支援条例第五十八条に規定する指定放課後等デイサービスの事業(以下この条及び次条において「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、規則で定める多機能型事業所の種類に応じ、規則で定める人数とすることができる。</p> <p>2 3 4 (略)</p>
---	---

第四条 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 第五章 (略)</p> <p>第五章の二 就労選択支援(第五十条の二―第五十条の八)</p> <p>第六章 第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第三条 障害福祉サービス事業を行う者(次章から第五章まで及び第六章から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。以下「障害福祉サービス事業者」という。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第十五条において「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき当該利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第五章 (略)</p> <p>第六章 第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第三条 障害福祉サービス事業を行う者(次章から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。以下「障害福祉サービス事業者」という。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第十五条において「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき当該利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講じることにより、利用者</p>

<p>置を講じることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p>	<p>に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第五十条 (略)</p>	<p>第五十条 (略)</p>
<p>第五章の二 就労選択支援 (基本方針)</p>	
<p>第五十条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、障害者総合支援法施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</p> <p>(規模)</p>	
<p>第五十条の三 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」という。)は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(職員)</p>	
<p>第五十条の四 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 管理者 一</p> <p>二 就労選択支援員(就労選択支援の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。) 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上</p>	
<p>2 前項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、</p>	

	<p>就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することが出来るものとする。</p>
<p>3</p>	<p>第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
<p>4</p>	<p>前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。 (実施主体)</p>
<p>第五十条の五</p>	<p>就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。 (評価及び整理の実施等)</p>
<p>第五十条の六</p>	<p>就労選択支援事業者は、期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第六十条の七の三に規定する事項の整理(次項において「アセスメント」という。)を行うものとする。</p>
<p>2</p>	<p>前項に定めるもののほか、アセスメントの実施等に関し必要な基準は、規則で定める。 (準用)</p>
<p>第五十条の七</p>	<p>第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十八条から第十九条まで、第二十一条から第二十五条の二まで、第二十八条から第三十条まで、第三十二条及び第三十五条から第三十八条までの規定は、就</p>

<p>労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>(その他運営に関する基準)</p>	
<p>第五十条の八 この章に定めるもののほか、就労選択支援事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	
<p>第六章 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>第六章 (略)</p> <p>附 則</p>
<p>1・2 (略)</p> <p>3 法第五条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第三十一条(第四十三条、第五十五条及び第六十九条において準用する場合を含む。)及び第四十六条第一項並びに第七十一条第四項の適用については、「離島その他の地域であつて規則で定めるもの」とあるのは「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 法第五条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第三十一条(第四十三条、第五十五条及び第六十九条において準用する場合を含む。)及び第四十六条第一項並びに第七十一条第四項の適用については、「離島その他の地域であつて規則で定めるもの」とあるのは「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

- この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)附則第一条第四号に定める日から施行する。
- この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第六十八条の六(新指定障害福祉サービス基準条例第七十条の二十において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第七十条の八の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第六十

八条の六第二項及び第三項並びに第七十条の八第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第六十八條の六第四項及び第七十条の八第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定障害者支援施設の一般原則)	(指定障害者支援施設の一般原則)
第四条 (略)	第四条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。	
5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつ	

つ、必要な援助を行わなければならない。  
 (従業者)

第五条 指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める従業者を置かなければならない。

一 生活介護(法第五条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。)を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(3) (略)

ロ・ハ (略)

二 自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下この条において「障害者総合支援法施行規則」という。))  
 第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下この条において同じ。)を行う場合

イ 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(2) (略)

ロ・ニ (略)

三・七 (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第十八条 (略)

2 指定障害者支援施設の設置者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む

(従業者)

第五条 指定障害者支援施設には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める従業者を置かなければならない。

一 生活介護(法第五条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。)を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士 又は作業療法士及び生活支援員

(3) (略)

ロ・ハ (略)

二 自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下この条において「障害者総合支援法施行規則」という。))  
 第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下この条において同じ。)を行う場合

イ 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(2) (略)

ロ・ニ (略)

三・七 (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第十八条 (略)

<p>ことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</p>	
<p>3・4 (略) (サービス管理責任者の責務)</p>	<p>2・3 (略) (サービス管理責任者の責務)</p>
<p>第二十条 (略)</p>	<p>第二十条 (略)</p>
<p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。 (地域との連携等)</p>	
<p>第二十条の二 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p>	
<p>2 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	
<p>3 指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。</p>	
<p>4 指定障害者支援施設の設置者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければ</p>	

<p>ばならない。</p> <p>5 前三項の規定は、指定障害者支援施設の設置者がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。</p> <p>(地域移行等意向確認担当者の選任等)</p>	
<p>第二十条の三 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この項において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</p>	
<p>2 前項に定めるもののほか、地域移行等意向確認担当者の責務等に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第三十条 (略)</p>	<p>第三十条 (略)</p>
<p>2 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>2 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(次条第三項及び第三十五条の二において「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図</p>

<p>二・三 (略) (利益供与等の禁止)</p> <p>第三十三条 指定障害者支援施設の設置者は、一般相談支援事業を行う者、特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその管理者若しくは従業者等に対し、利用者又は当該利用者の家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>ること。</p> <p>二・三 (略) (利益供与等の禁止)</p> <p>第三十三条 指定障害者支援施設の設置者は、一般相談支援事業(法第五条第十八項に規定する一般相談支援事業をいう。以下この条において同じ。)を行う者、特定相談支援事業(同項に規定する特定相談支援事業をいう。以下この条において同じ。)を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその管理者若しくは従業者等に対し、利用者又は当該利用者の家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

(三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</p> <p>5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この項</p>	<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

及び第十六条の三第一項において同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

(職員)

第十一条 障害者支援施設には、施設長のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める職員を置かなければならない。

一 生活介護(法第五条第七項に規定する生活介護をいう。以下この条及び第十七条において同じ。)を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき職員は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(3) (略)

ロ・ハ (略)

二 自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下この条において「障害者総合支援法施行規則」という。))第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下この条において同じ。)を行う場合

イ 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
- (2) (略)

(職員)

第十一条 障害者支援施設には、施設長のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める職員を置かなければならない。

一 生活介護(法第五条第七項に規定する生活介護をいう。以下この条及び第十七条において同じ。)を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき職員は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(3) (略)

ロ・ハ (略)

二 自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下この条において「障害者総合支援法施行規則」という。))第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下この条において同じ。)を行う場合

イ 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- (2) (略)

<p>ロくニ (略) 三く七 (略) 2く4 (略) (施設障害福祉サービスの取扱方針) 第十四条 (略)</p>	<p>ロくニ (略) 三く七 (略) 2く4 (略) (施設障害福祉サービスの取扱方針) 第十四条 (略)</p>
<p>2 障害者支援施設の設置者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。 3・4 (略) (サービス管理責任者の責務) 第十六条 (略)</p>	<p>2 障害者支援施設の設置者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。 2・3 (略) (サービス管理責任者の責務) 第十六条 (略)</p>
<p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。 (地域との連携等) 第十六条の二 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p>	<p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。 (地域との連携等) 第十六条の二 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p>
<p>2 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。) (以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>3 障害者支援施設の設置者は、前項に規定</p>	<p>2 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。) (以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>3 障害者支援施設の設置者は、前項に規定</p>



<p>テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第二十六条 障害者支援施設の設置者は、一般相談支援事業を行う者、特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその職員等に対し、利用者又は当該利用者の家族に対して当該障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>テレビ電話装置その他の情報通信機器(第二十四条第三項及び第二十八条の二において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第二十六条 障害者支援施設の設置者は、一般相談支援事業(法第五条第十八項に規定する一般相談支援事業をいう。以下この条において同じ。)を行う者、特定相談支援事業(同項に規定する特定相談支援事業をいう。以下この条において同じ。)を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその職員等に対し、利用者又は当該利用者の家族に対して当該障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(次項において「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第二十条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第二十条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」とする。
- 4 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「新障害者支援施設基準条例」という。)第十六条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 5 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新障害者支援施設基準条例

第十六条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」とする。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十四号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章～第九章 (略)	第一章～第九章 (略)
第十章 児童発達支援センター(第六十九条―第七十二条)	第十章 <del>福祉型児童発達支援センター(第六十九条―第七十二条)</del>
第十一章 <del>削除</del>	第十一章 <del>医療型児童発達支援センター(第七十三条―第七十六条)</del>
第十二章～第十五章 (略)	第十二章～第十五章 (略)
附則	附則
(この条例で定める基準の目的)	(この条例で定める基準の目的)
第三条 この条例で定める基準は、児童福祉施設に入所している者及び児童福祉施設を利用している者(以下「利用者等」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身共に健やかにして、社会に適応するよう育成されることを保障するものとする。	第三条 この条例で定める基準は、児童福祉施設に入所している者及び児童福祉施設を利用している者(以下「利用者等」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身共に健やかにして、社会に適応するよう育成されることを保障するものとする。
(設備)	(設備)
第六十一条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。	第六十一条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。	三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。

<p>イ 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</p>	<p>イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</p>
<p>ロ (略)</p>	<p>ロ (略)</p>
<p>四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p>	<p>四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p>
<p>五 主として肢体不自由(法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。</p>	<p>五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。</p>
<p>イ 支援室及び屋外遊戯場</p>	<p>イ 訓練室及び屋外訓練場</p>
<p>ロ (略)</p>	<p>ロ (略)</p>
<p>六・七 (略) (職員)</p>	<p>六・七 (略) (職員)</p>
<p>第六十二条 (略)</p>	<p>第六十二条 (略)</p>
<p>2、4 (略)</p>	<p>2、4 (略)</p>
<p>5 心理支援を行う必要があると認められる児童五人以上に心理支援を行うときは心理担当職員を、職業指導を行うときは職業指導員を置かなければならない。</p>	<p>5 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行うときは心理指導担当職員を、職業指導を行うときは職業指導員を置かなければならない。</p>
<p>6 (略) (設備)</p>	<p>6 (略) (設備)</p>
<p>第六十五条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第六十五条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。</p>	<p>一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。</p>
<p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p>
<p>三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギプス室、手芸、陶芸その他の特殊手工芸等の作業を支援するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備があるときは、設けることを要しないこと。</p>	<p>三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギプス室、手芸、陶芸その他の特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備があるときは、設けることを要しないこと。</p>
<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>

<p>(職員)</p> <p>第六十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入所させる医療型障害児入所施設には、前項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第十章 児童発達支援センター</p>	<p>(職員)</p> <p>第六十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入所させる医療型障害児入所施設には、前項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第十章 福祉型児童発達支援センター</p>
<p>(設備)</p> <p>第六十九条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。</p>	<p>(設備)</p> <p>第六十九条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</p> <p>二 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。</p> <p>三 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。</p> <p>四 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設け</p>

<p>2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。</p>	<p>ること。</p> <p>五 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p>
<p>3 前二項に定めるもののほか、設備及び備品等に関し必要な基準は、規則で定める。 (職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第七十条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p> <p>四 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）にお</p>	<p>第七十条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p> <p>四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限</p>

<p>いて、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>	<p>る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>
<p>五 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>	<p>五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>
<p>2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。</p>	<p>2 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、前項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、前項各号に掲げる施設及び場 合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>
<p>3 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一</p>	<p>3 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下 を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p>
<p>3 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一</p>	<p>4 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一</p>

<p>条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第七十四条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>
<p>4 (略) (入所支援計画の策定)</p>	<p>5 (略) (入所支援計画の策定)</p>
<p>第七十一条 児童発達支援センターの長の計画の策定については、第六十三条の規定を準用する。 (その他運営に関する基準)</p>	<p>第七十一条 福祉型児童発達支援センターの長の計画の策定については、第六十三条の規定を準用する。 (その他運営に関する基準)</p>
<p>第七十二条 この章に定めるもののほか、児童発達支援センターの運営に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>第七十二条 この章に定めるもののほか、福祉型児童発達支援センターの運営に関し必要な基準は、規則で定める。</p>
<p>第十一章 削除</p>	<p>第十一章 医療型児童発達支援センター (設備)</p>
<p>第七十三条から第七十六条まで 削除</p>	<p>第七十三条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。 (職員) 第七十四条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。 2 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、</p>

	<p>又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限って、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>(入所支援計画の策定)</p>
	<p><b>第七十五条</b> 医療型児童発達支援センターの長の計画の策定については、第六十三条の規定を準用する。</p> <p>(その他運営に関する基準)</p>
	<p><b>第七十六条</b> この章に定めるもののほか、医療型児童発達支援センターの運営に関し必要な基準は、規則で定める。</p>

(三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)
<del>第三章 削除</del>	<del>第三章 医療型児童発達支援</del>
	<del>第一節 基本方針(第四十七条)</del>
	<del>第二節 人員に関する基準(第四十八条・第四十九条)</del>
	<del>第三節 設備に関する基準(第五十条)</del>
	<del>第四節 運営に関する基準(第五十一条―第五十七条)</del>
第四章(第八章 (略))	第四章(第八章 (略))
附則 (定義)	附則 (定義)
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 <del>通所給付決定保護者 法第六条の二の二第八項</del> に規定する通所給付決定保	一 <del>通所給付決定保護者 法第六条の二の二第九項</del> に規定する通所給付決定保

護者をいう。

二 指定障害児通所支援事業者 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。

三・五 (略)

六 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項(法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。

七・八 (略)

九 多機能型事業所 第五条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十八条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第六十九条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第七十条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十一号。第三十九条の二及び第四十四条において「指定障害福祉サービス条例」という。)第六十一条に規定する指定生活介護の事業、同条例第百十六條に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、同条例第百二十六條に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、同条例第百三十八條に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第百四十六條に規定する指定就労継続支援A型の事

護者をいう。

二 指定障害児通所支援事業者等 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。

三・五 (略)

六 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項(法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

七・八 (略)

九 多機能型事業所 第五条に規定する指定児童発達支援の事業、第四十七条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第五十八条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第六十九条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第七十条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十一号。第三十九条の二及び第四十四条において「指定障害福祉サービス条例」という。)第六十一条に規定する指定生活介護の事業、同条例第百十六條に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、同条例第百二十六條に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、同条例第百三十八條に規定する指定就労移行支援の

業及び同条例第百五十四条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

事業、同条例第百四十六条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第百五十四条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者の一般原則）

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第四条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十一条において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講じることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

第四条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十一条において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講じることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。第三十四条第三項及び第三十五条第一項において「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第三十五条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。第三十四条第三項及び第三十五条第一項において「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（~~第六条及び~~第三十五条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要

<p>な体制の整備を行うとともに、管理者（第八条の規定により置かれる管理者をいう。以下同じ。）及び従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>必要な体制の整備を行うとともに、管理者（第八条の規定により置かれる管理者をいう。以下同じ。）及び従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>第五条 児童発達支援（法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作、知識及び技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。</p>	<p>第五条 児童発達支援（法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作、知識及び技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。</p>
<p>第七条 （略）</p>	<p>第七条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者（前項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 言語聴覚士</li> <li>二 機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合に限る。）</li> <li>三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）</li> </ul>
<p>4</p>	<p>4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければ</p>

<p>4 第一項（第一号を除く。）及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援の提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。第四十八条第三項において同じ。）の職務に従事させることができる。</p>	<p>ならない。 一 看護職員 二 機能訓練担当職員</p> <p>5 前各項（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援の提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。第四十八条第三項において同じ。）の職務に従事させることができる。</p>
<p>5 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>	
<p>6 前二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>6 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>
<p>7 (略) (管理者)</p>	<p>7 (略) (管理者)</p>
<p>第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。</p>	<p>第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。</p>

<p>ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者を当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者を当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>
<p>第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>第十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合には、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。</p>
<p>2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所には静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には聴力検査室を設けなければならない。</p>
<p>3 (略) (利用定員)</p>	<p>3 (略) (利用定員)</p>
<p>第十二条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。</p>	<p>第十二条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。</p>

(通所利用者負担額の受領)

第十七条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した場合には、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)を除く。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 5 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第十八条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があつたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第十七条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した場合には、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 5 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第十八条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があつたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第十九条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十条 指定児童発達支援事業者は、第二十一条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 (略)

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第十九条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支払を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 (略)

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を

<p>で、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。</p>	<p>利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。</p>
<p>第二十条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 (障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)</p>	
<p>第二十条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めなければならない。 (児童発達支援管理責任者の責務)</p>	<p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p>
<p>第二十二条 (略)</p>	<p>第二十二条 (略)</p>
<p>2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。 (通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p>	<p>(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p>
<p>第二十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他の不正の手段によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとした場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>	<p>第二十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他の不正の手段によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとした場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>

<p>(定員の遵守)</p> <p>第二十八条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び規則で定める発達支援室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(安全計画の策定等)</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第二十八条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び規則で定める指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(安全計画の策定等)</p>
<p>第二十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p>	<p>第二十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p>
<p>第三十五条 指定児童発達支援事業者は、法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその管理者若しくは従業者等に対し、障害児又は当該障害児の家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設備)</p>	<p>第三十五条 指定児童発達支援事業者は、法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその管理者若しくは従業者等に対し、障害児又は当該障害児の家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設備)</p>
<p>第四十一条 基準該当児童発達支援事業所には、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三章 削除</p>	<p>第四十一条 基準該当児童発達支援事業所には、指導及び訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三章 医療型児童発達支援</p> <p>第一節 基本方針</p>

第四十七条から第五十七条まで 削除

第四十七条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作、知識及び技能を習得し、並びに集団生活に適應することができよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に應じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第四十八条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者
- 二 児童指導員
- 三 保育士
- 四 看護職員
- 五 理学療法士又は作業療法士
- 六 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第一項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保

	<p>連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>
5	<p>第一項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。</p> <p>(準用)</p>
	<p>第四十九条 第八条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p>
	<p>第五十条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p>
	<p>一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。</p>
	<p>二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。</p>
	<p>三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。</p>
2	<p>指定医療型児童発達支援事業所においては、階段の傾斜を緩やかにしなければならない。</p>
3	<p>前二項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(利用定員)</p>
	<p>第五十一条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p>
	<p>第五十二条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した場合には、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>
2	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達</p>

支援を提供した場合には、通所給付決定保護者から、規則で定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において供与される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定医療型児童発達支援事業者は、前三項に規定する額の支払を受けた場合には、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用の額に係る便宜の供与に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第五十三条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支払を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合には、提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

	<p>第五十四条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の手段によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとした場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>
	<p>第五十五条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、利用定員その他規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(準用)</p>
	<p>第五十六条 第十三条から第十六条まで、第十八条、第二十条(第四項を除く。)から第二十四条まで、第二十六条及び第二十七条の二から第三十八条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第五十五条」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第五十二条」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第二十四条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。</p> <p>(その他運営に関する基準)</p>
	<p>第五十七条 この節に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。</p>
<p>第五十八条 放課後等デイサービス(法第六</p>	<p>第五十八条 放課後等デイサービス(法第六</p>

<p>支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。</p>	<p>訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。</p>
<p>第六十一条 指定放課後等デイサービス事業所には、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p>	<p>第六十一条 指定放課後等デイサービス事業所には、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p>
<p>2 (略) (設備)</p>	<p>2 (略) (設備)</p>
<p>第六十七条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>第六十七条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導及び訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>
<p>2 (略) (準用)</p>	<p>2 (略) (準用)</p>
<p>第六十九条の八 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条(第六項を除く。)、第二十条の二、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第二十九条の二、第二十九条の三第一項、第三十条から第三十二条まで及び第三十四条から第三十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第六十九条の七」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>	<p>第六十九条の八 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条(第四項を除く。)、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第二十九条の二、第二十九条の三第一項、第三十条から第三十二条まで及び第三十四条から第三十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第六十九条の七」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>
<p>第七十六条 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条(第六項を除</p>	<p>第七十六条 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条(第四項を除</p>

く。)、第二十条の三から第二十二條まで、第二十四條から第二十六條まで、第二十七條の二、第二十九條の二、第二十九條の三第一項、第三十條から第三十二條まで、第三十四條から第三十八條まで、第六十九條の六及び第六十九條の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第二十七條」とあるのは「第七十六條において準用する第六十九條の七」と、第十六條第二項中「次條」とあるのは「第七十六條において準用する第六十九條の六」と、第十九條第二項中「第十七條第二項」とあるのは「第七十六條において準用する第六十九條の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十二條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価を受けて」と読み替えるものとする。

(従業者に関する特例)

第七十八條 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第六條第一項及び第二項、第七條、第五十九條第一項及び第二項、第六十九條の三第一項並びに第七十一條第一項の規定の適用については、第六條第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同條第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七條第一項から第五項までの規定中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項中「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十九條第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイ

く。)、第二十一條、第二十二條、第二十四條から第二十六條まで、第二十七條の二、第二十九條の二、第二十九條の三第一項、第三十條から第三十二條まで、第三十四條から第三十八條まで、第六十九條の六及び第六十九條の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第二十七條」とあるのは「第七十六條において準用する第六十九條の七」と、第十六條第二項中「次條」とあるのは「第七十六條において準用する第六十九條の六」と、第十九條第二項中「第十七條第二項」とあるのは「第七十六條において準用する第六十九條の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者に関する特例)

第七十八條 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第六條第一項及び第二項、第七條、第四十八條、第五十九條第一項及び第二項、第六十九條の三第一項並びに第七十一條第一項の規定の適用については、第六條第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同條第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七條第一項から第五項までの規定中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項中「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第四十八條第一項中「事業所(以下「指定医

サービス事業所」という。)とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十九条の三第一項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十一条第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

(利用定員に関する特例)

第八十条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)については、第十二条及び第六十二条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第十二条及び第六十二条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所については、第十二条及び第六十二条の規

療型児童発達支援事業所」という。)とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第五十九条第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十九条の三第一項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十一条第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

(利用定員に関する特例)

第八十条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)については、第十二条、第五十一条及び第六十二条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第十二条、第五十一条及び第六十二条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所については、第十二条、第五十一条及び第

定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所については、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十二条及び第六十二条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所において行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 (略)  
(電磁的記録等)

第八十二条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該

六十二条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所については、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十二条、第五十一条及び第六十二条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所において行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 (略)  
(電磁的記録等)

第八十二条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には

障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。	当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。
--	--

（三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〜三 （略） 四 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（ <u>法第二十四条の二十四第三項</u> の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。 五 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号（ <u>法第二十四条の二十四第三項</u> の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。 六 （略） 七 法定代理受領 法第二十四条の三第	（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〜三 （略） 四 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（ <u>法第二十四条の二十四第二項</u> の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。 五 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号（ <u>法第二十四条の二十四第二項</u> の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。 六 （略） 七 法定代理受領 法第二十四条の三第

八項（法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第三項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三十二条第三項において「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第三十二条第三項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十四第三項（法第二十四条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う障害児入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設が受けることをいう。

（指定障害児入所施設の一般原則）

第四条 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該障害児に対して指定入所支援を提供す

八項（法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三十二条第三項において「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第三十二条第三項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十四第二項（法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う障害児入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設が受けることをいう。

（指定障害児入所施設の一般原則）

第四条 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講じることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

<p>るとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講じることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>3 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第三十一条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>第五条 (略)</p>	<p>第五条 (略)</p>
<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（第三十七条において「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（第三十七条において「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導を担当する職員（第三十六条第一項において「心理指導担当職員」という。）を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>第六条 (略)</p>	<p>第六条 (略)</p>
<p>2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設には、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の種類の応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p>	<p>2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設には、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の種類の応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>

<p>二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、点字その他の特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p>	<p>二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、点字その他の特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p>
<p>三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</p>	<p>三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</p>
<p>四 主として肢体不自由（法第六条の二の二第三項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>	<p>四 主として肢体不自由（法第六条の二の二第三項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>
<p>3・4 (略) (指定入所支援の取扱方針)</p>	<p>3・4 (略) (指定入所支援の取扱方針)</p>
<p>第十四条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>第十四条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>
<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。</p>	<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。</p>
<p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</p>	<p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第十五条 (略) (移行支援計画の作成等)</p>	<p>第十五条 (略)</p>
<p>第十五条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移</p>	<p>第十五条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移</p>

<p>行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	
<p>2 前項に定めるもののほか、移行支援計画の作成等に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p>	<p>(児童発達支援管理責任者の責務)</p>
<p>第十六条 児童発達支援管理責任者は、前二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第十六条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</p> <p>(利益供与等の禁止)</p>	<p>(利益供与等の禁止)</p>
<p>第三十一条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第六条の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその管理者若しくは従業者等に対し、障害児又は当該障害児の家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>第三十一条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第六条の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその管理者若しくは従業者等に対し、障害児又は当該障害児の家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第三十六条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 心理支援を担当する職員(主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。))を入所させる指定医療型障害児</p>	<p>第三十六条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 心理指導担当職員(主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。))を入所させる指定医療型障害児入所施</p>

<p>入所施設に限る。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>第三十七条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 支援室及び浴室</p> <p>2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外遊戯場、ギプス室、手芸、陶芸その他の特殊手工芸等の作業を支援するために必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>設に限る。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>第三十七条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 訓練室及び浴室</p> <p>2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギプス室、手芸、陶芸その他の特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3 5 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条中三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十五条第一項の改正規定及び第三条中三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十一条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に定める日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第十一条の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、第一条の規定による改正後の三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、新児童福祉施設基準条

- 例第七十条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に設置している第一条の規定による改正前の三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。）第六十九条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第三号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
  - 5 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例第六十九条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第三号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第七十条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による。
  - 6 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者については、第二条の規定による改正後の三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害児通所支援基準条例」という。）第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による。
  - 7 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者については、新指定障害児通所支援基準条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
  - 8 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「旧指定障害児通所支援基準条例」という。）第七条第三項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定障害児通所支援基準条例第七条及び第十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による。
  - 9 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定障害児通所支援基準条例第七条第三項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定障害児通所支援基準条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
  - 10 新指定障害児通所支援基準条例第二十条の二（新指定障害児通所支援基準条例第二十九条の五、第四十三条、第五十六条、第六十四条、第六十八条、第六十九条の八及び第七十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、第二十条の二中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十五号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員)	(職員)
第五条 (略)	第五条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
5・6 (略)	5・6 (略)
(電磁的記録等)	(電磁的記録等)
第二十四条 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用	第二十四条 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用

2 (略) に供されるものをいう。)により行うことができる。	2 (略) 用に供されるものをいう。)により行うことができる。
-----------------------------------	------------------------------------

(三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員) 第六条 (略) 2・3 (略) 4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、養護老人ホームの管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 5・6 (略)	(職員) 第六条 (略) 2・3 (略) 4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、養護老人ホームの管理上支障がない場合は、 <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u> 5・6 (略)

(三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員) 第五条 (略) 2・3 (略) 4 特別養護老人ホーム(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)に三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十四号)第三百三十六条第	(職員) 第五条 (略) 2・3 (略)

<p>一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号）第一百七十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	
<p>5 特別養護老人ホームに規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	
<p>6 前各項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。 （緊急時の対応）</p>	<p>4 前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。 （緊急時の対応）</p>
<p>第十三条之二 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行つているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第二号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>	<p>第十三条之二 特別養護老人ホームの開設者は、現に処遇を行つているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>
<p>2 特別養護老人ホームの設置者は、前項の</p>	

医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(施設長の責務)

第十四条 (略)

2 施設長は、当該特別養護老人ホームの職員に第七条から前条まで及び次条から第十九条の三までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第十九条の二 (略)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第十九条の三 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(この章の趣旨)

第二十一条 前章(第五条第一項、第二項及び第四項から第六項までを除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下この章において同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関

(施設長の責務)

第十四条 (略)

2 施設長は、当該特別養護老人ホームの職員に第七条から前条まで及び次条から第十九条の二までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第十九条の二 (略)

(この章の趣旨)

第二十一条 前章(第五条第一項、第二項及び第四項を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下この章において同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準に

する基準については、この章に定めるところによる。

(準用)

第二十七条 前章（第二条、第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第七条、第十二条、第十五条並びに第二十条を除く。）の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条の三まで」とあるのは「第二十四条から第二十六条まで並びに第二十七条において準用する第八条から第十一条まで、第十三条、第十三条の二、第十四条の二及び第十六条から第十九条の三まで」と読み替えるものとする。

(職員)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

については、この章に定めるところによる。

(準用)

第二十七条 前章（第二条、第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条、第十二条、第十五条並びに第二十条を除く。）の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条の二まで」とあるのは「第二十四条から第二十六条まで並びに第二十七条において準用する第八条から第十一条まで、第十三条、第十三条の二、第十四条の二及び第十六条から第十九条の二まで」と読み替えるものとする。

(職員)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 地域密着型特別養護老人ホームに三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号）第百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号）第百十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

<p>5・6 (略) (準用) 第三十二条 第二章(第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項及び第四項から第六項まで並びに第二十条を除く。)の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十三条の二中「第五条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第一項第二号」と、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条の三まで」とあるのは「第三十二条において準用する第七条から第十三条の二まで及び第十四条の二から第十九条の三まで」と読み替えるものとする。 (準用)</p>	<p>5・6 (略) (準用) 第三十二条 第二章(第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項及び第四項並びに第二十条を除く。)の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十三条の二中「第五条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第一項第二号」と、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条の二まで」とあるのは「第三十二条において準用する第七条から第十三条の二まで及び第十四条の二から第十九条の二まで」と読み替えるものとする。 (準用)</p>
<p>第三十六条 第二章(第二条、第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項及び第四項から第六項まで、第七条、第十二条、第十五条並びに第二十条を除く。)及び第三章(第二十一条、第二十三条、第二十七条及び第二十八条を除く。)の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十三条の二中「第五条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第一項第二号」と、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条の三まで」とあるのは「第三十六条において準用する第八条から第十一条まで、第十三条、第十三条の二、第十四条の二、第十六条から第十九条の三まで及び第二十四条から第二十六条まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>第三十六条 第二章(第二条、第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項及び第四項、第七条、第十二条、第十五条並びに第二十条を除く。)及び第三章(第二十一条、第二十三条、第二十七条及び第二十八条を除く。)の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十三条の二中「第五条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第一項第二号」と、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条の二まで」とあるのは「第三十六条において準用する第八条から第十一条まで、第十三条、第十三条の二、第十四条の二、第十六条から第十九条の二まで及び第二十四条から第二十六条まで」と読み替えるものとする。</p>

(三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(管理者)</p> <p>第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p>
<p>第十二条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次項から第七項までに定めるところによるものとする。</p>	<p>第十二条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次項から第五項までに定めるところによるものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p>	
<p>5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>6・7 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>(管理者)</p> <p>第二十八条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第二十八条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(管理者)</p>
<p>第三十五条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事</p>	<p>第三十五条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事</p>

<p>業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p>	<p>業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p>
<p>第三十九条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次項から第八項までに定めるところによるものとする。</p>	<p>第三十九条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次項から第六項までに定めるところによるものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	<p>4 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>
<p>5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>
<p>6～8 (略) (管理者)</p>	<p>4～6 (略) (管理者)</p>
<p>第四十七条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(管理者)</p>	<p>第四十七条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(管理者)</p>
<p>第八十九条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p>	<p>第八十九条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p>

<p>第九十三条 指定通所介護の方針は、次項から第七項までに定めるところによるものとする。</p>	<p>第九十三条 指定通所介護の方針は、次項から第五項までに定めるところによるものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	
<p>5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>6・7 (略) (管理者)</p>	<p>4・5 (略) (管理者)</p>
<p>第一百十九条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 (管理者)</p>	<p>第一百十九条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 (管理者)</p>
<p>第一百三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 (指定短期入所生活介護の取扱方針)</p>	<p>第一百三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 (指定短期入所生活介護の取扱方針)</p>
<p>第一百四十三条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>第一百四十三条 (略) 2・3 (略)</p>
<p>4 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ</p>	<p>4 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ</p>

を得ない場合を除き、身体的拘束等を行って  
てはならない。

5 (略)

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的  
拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措  
置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策  
を検討する委員会(テレビ電話装置等を  
活用して行うことができるものとし  
る。)を三月に一回以上開催するととも  
に、その結果について、介護職員その他  
の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針  
を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体  
的拘束等の適正化のための研修を定期  
的に実施すること。

7 (略)

第四百四十八条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質  
の確保及び職員の負担軽減に資する方策  
を検討するための委員会の設置)

第四百四十八条の二 指定短期入所生活介護  
事業者は、当該指定短期入所生活介護事業  
所における業務の効率化、介護サービスの  
質の向上その他の生産性の向上に資する  
取組の促進を図るため、当該指定短期入所  
生活介護事業所における利用者の安全並  
びに介護サービスの質の確保及び職員の  
負担軽減に資する方策を検討するための  
委員会(テレビ電話装置等を活用して行う  
ことができるものとする。)を定期的の開  
催しなければならない。

(準用)

第四百五十九条 第三百二十八条、第四百十条、  
第四百四十一条、第四百四十三条第三項から第  
七項まで、第四百四十四条から第四百四十六条  
まで、第四百四十八条の二から第四百五十条ま

を得ない場合を除き、身体的拘束その他利  
用者の行動を制限する行為(以下「身体的  
拘束等」という。)を行ってはならない。

5 (略)

6 (略)

第四百四十八条 (略)

(準用)

第四百五十九条 第三百二十八条、第四百十条、  
第四百四十一条、第四百四十二条第三項から第  
六項まで、第四百四十四条から第四百四十六条  
まで、第四百四十九条及び第四百五十条の規定

での規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百三十八条第二項中「利用定員」とあるのは「利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（第百五十八条に規定する利用者をいう。）の数の上限をいう。以下この条において同じ。）」と、第百四十条第一項中「第百四十七条」とあるのは「第百五十七条」と、第百五十条中「第百三十五条から第百三十九条まで」とあるのは「第百三十六条、第百三十七条、第百五十二条から第百五十四条まで及び第百五十九条において準用する第百三十八条」と読み替えるものとする。

（管理者）

第百六十三条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（従業者）

第百六十九条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。

一 （略）

は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百三十八条第二項中「利用定員」とあるのは「利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（第百五十八条に規定する利用者をいう。）の数の上限をいう。以下この条において同じ。）」と、第百四十条第一項中「第百四十七条」とあるのは「第百五十七条」と、第百五十条中「第百三十五条から第百三十九条まで」とあるのは「第百三十六条、第百三十七条、第百五十二条から第百五十四条まで及び第百五十九条において準用する第百三十八条」と読み替えるものとする。

（管理者）

第百六十三条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（従業者）

第百六十九条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。

一 （略）

二 療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下この章において同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

三 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

四 （略）

2・3 （略）  
（設備）

第七十条 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十六号）第二十七条に規定するユニット型

二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下この章において「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

三 療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下この章において同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

五 （略）

2・3 （略）  
（設備）

第七十条 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十六号）第二十七条に規定するユニット型

<p>介護老人保健施設をいう。第百八十三条第一項において同じ。)に関するものを除く。)</p>	<p>介護老人保健施設をいう。第百八十三条第一項第一号において同じ。)に関するものを除く。)</p>
<p>二 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備</p>	<p>二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。第百八十三条第一項において同じ。)に関するものを除く。)</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備</p>
<p>四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年三重県条例第三十九号)第二十七条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百八十三条第四項において同じ。)に関するものを除く。)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年三重県条例第三十九号)第二十七条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百八十三条第一項第五号において同じ。)に関するものを除く。)</p>	<p>五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年三重県条例第三十九号)第二十七条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百八十三条第一項第五号において同じ。)に関するものを除く。)</p>
<p>2・3 (略) (対象者)</p>	<p>2・3 (略) (対象者)</p>
<p>第七十一条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚</p>	<p>第七十一条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚</p>

<p>葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p>	<p>葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十一号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p>
<p>第七十三条 (略)</p>	<p>第七十三条 (略)</p>
<p>2、5 (略)</p>	<p>2、5 (略)</p>
<p>6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 (略) (準用)</p>	<p>6 (略) (準用)</p>
<p>第七十九条 第九条、第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二条から第二十四条の二まで、第四十一条、第九十七条、第一百三十一条、第四十条、第四十一条</p>	<p>第七十九条 第九条、第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二条から第二十四条の二まで、第四十一条、第九十七条、第一百三十一条、第四十条及び第四百十一</p>

第二項及び第四百四十八条の二の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項並びに第二十四条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第六十八から第七十条まで」と、第四十条第一項中「第四十七条」とあるのは「第七十六」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備)

第八十三条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下この節において「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を設けることとする。

条第二項の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項並びに第二十四条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第六十八から第七十条まで」と、第四十条第一項中「第四十七条」とあるのは「第七十六」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備)

第八十三条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下この節において「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)には、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)
- 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)
- 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定

	<p>介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）</p> <p>四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）</p> <p>五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）</p>
<p>2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を設けることとする。</p> <p>一 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所はユニット及び浴室を設けなければならない。</p> <p>二 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室に關し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>三 前号に掲げる廊下、機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>四 前三号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</p>	

<p>3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を設けることとする。</p> <p>一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所はユニット及び浴室を設けなければならない。</p> <p>二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>三 前号に掲げる廊下、機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>四 前三号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</p>	
<p>4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けることとする。</p>	
<p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百六十六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。第百八十七条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百</p>	<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百六十六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。第百八十七条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百</p>

<p>六十四条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。第百八十七条において同じ。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第百六十六條第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p>	<p>六十四条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。第百八十七条において同じ。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第百六十六條第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p>
<p>第百八十八條 第百七十一條、第百七十三條第四項から第七項まで、第百七十四條、第百七十五條、第百七十八條及び第百七十九條の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百七十九條中「第百六十八條から第七十條まで」とあるのは「第百六十九條及び第百八十一條から第百八十三條まで」と、「第百七十六條」とあるのは「第百八十六條」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p>	<p>第百八十八條 第百七十一條、第百七十三條第四項から第六項まで、第百七十四條、第百七十五條、第百七十八條及び第百七十九條の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百七十九條中「第百六十八條から第七十條まで」とあるのは「第百六十九條及び第百八十一條から第百八十三條まで」と、「第百七十六條」とあるのは「第百八十六條」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p>
<p>第百九十二條 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(準用)</p>	<p>第百九十二條 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(準用)</p>
<p>第二百二條 第十五條、第十九條の二、第二十一條、第二十二條から第二十四條の二まで、第四十條、第四十一條、第九十七條、第九十八條及び第百四十八條の二の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九條の二第二項並びに第二十四條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十條中「訪問</p>	<p>第二百二條 第十五條、第十九條の二、第二十一條、第二十二條から第二十四條の二まで、第四十條、第四十一條、第九十七條及び第九十八條の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九條の二第二項並びに第二十四條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十條中「訪問入浴介護従業者」と</p>

問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三から第三十六条まで」とあるのは「第九十から第九十二条まで」と読み替えるものとする。

(管理者)

第二百七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(福祉用具専門相談員)

第二百十六条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 (略)

(管理者)

第二百七条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百二十一条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次項から第十項までに定めるところによるものとする。

あるのは「特定施設従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三から第三十六条まで」とあるのは「第九十から第九十二条まで」と読み替えるものとする。

(管理者)

第二百七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(福祉用具専門相談員)

第二百十六条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 (略)

(管理者)

第二百七条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百二十一条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次項から第七項までに定めるところによるものとする。

2 (略)	2 (略)
<p>3 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。</p>	<p>3 5 (略)</p>
4 6 (略)	3 5 (略)
<p>7 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	
<p>8 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>9 10 (略) (福祉用具貸与計画の作成) 第二百二十二条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画（以下この条及び第二百三十七条第一項において「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。</p>	<p>6 7 (略) (福祉用具貸与計画の作成) 第二百二十二条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画（以下この条及び第二百三十七条第一項において「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売（第二百三十一条に規定する指定特定福祉用具販売を</p>

<p>この場合において、指定特定福祉用具販売（第二百三十一条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。）の利用があるときは、第二百三十七条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p>	<p>いう。）の利用があるときは、第二百三十七条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p>
<p>2 ～ 4 （略）</p>	<p>2 ～ 4 （略）</p>
<p>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</p>	
<p>6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。</p>	
<p>7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p>	<p>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p>
<p>8 （略） （管理者）</p>	<p>6 （略） （管理者）</p>
<p>第二百三十三条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）</p>	<p>第二百三十三条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）</p>
<p>第二百三十六条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次項か</p>	<p>第二百三十六条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次項か</p>

<p>ら第九項までに定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>ら第五項までに定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>3 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>6 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。</p>	
<p>7 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	
<p>8 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>9 (略)</p> <p>(指定特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百三十七条 (略)</p> <p>2・4 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(指定特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百三十七条 (略)</p> <p>2・4 (略)</p>
<p>5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、</p>	

当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第五條 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第五十三條 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第五十三條 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p>
<p>第五十七條 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次項から第八項までに定めるところによるものとする。</p>	<p>第五十七條 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次項から第六項までに定めるところによるものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	<p>4 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>
<p>5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>
<p>6～8 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p>
<p>(従業者)</p> <p>第六十七條 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下この章及び第二百二十八條第七項において「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定訪問リハビリテーションの提</p>	<p>(従業者)</p> <p>第六十七條 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下この章及び第二百二十八條第六項において「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定訪問リハビリテーションの提</p>

供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）及び医師（次項においてこれらを「訪問リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下この項及び次条第二項において「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業を行う者をいう。同項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第六十五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針）

第七十一条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士等が行うものとし、その方針は、次項から第八項までに定めるところによるものとする。

2・3 (略)

4 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6・7 (略)

供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）及び医師（次項においてこれらを「訪問リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下この項及び次条第二項において「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業を行う者をいう。同項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第六十五条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針）

第七十一条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士等が行うものとし、その方針は、次項から第六項までに定めるところによるものとする。

2・3 (略)

4・5 (略)

<p>8  指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第二百二十八条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下この項、次条第六項、第二百二十七条第七項及び第二百二十八条第七項において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又は当該利用者の家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。次条第六項、第二百二十七条第七項及び第二百二十八条第七項において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。</p> <p>（訪問リハビリテーション計画の作成）</p>	<p>6  指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第二百二十八条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下この項、次条第五項、第二百二十七条第五項及び第二百二十八条第六項において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又は当該利用者の家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。次条第五項、第二百二十七条第五項及び第二百二十八条第六項において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。</p> <p>（訪問リハビリテーション計画の作成）</p>
<p>第七十二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第七十二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>4  医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</p>	<p>4  （略）</p>
<p>5  （略）</p> <p>6  指定訪問リハビリテーション事業者が</p>	<p>5  （略）</p> <p>5  指定訪問リハビリテーション事業者が</p>

<p>指定通所リハビリテーション事業者（第二百二十四条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合にあつては、第二百二十八条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）</p>	<p>指定通所リハビリテーション事業者（第二百二十四条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合にあつては、第二百二十八条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）</p>
<p>第八十二条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次項から第九項までに定めるところによるものとする。</p>	<p>第八十二条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次項から第七項までに定めるところによるものとする。</p>
<p>2 ～ 4 （略）</p>	<p>2 ～ 4 （略）</p>
<p>5 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。</p>	
<p>6 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>7 ～ 9 （略）</p>	<p>5 ～ 7 （略）</p>
<p>10 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次項から第十七項まで及び第二十四項に定めるところによるものとする。</p>	<p>8 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次項から第十三項まで及び第十八項に定めるところによるものとする。</p>
<p>11 ・ 12 （略）</p>	<p>9 ・ 10 （略）</p>
<p>13 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない</p>	

<p>い場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。</p>	
<p>14 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>15 17 (略)</p>	<p>11 13 (略)</p>
<p>18 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次項から第二十四項までに定めるところによるものとする。</p>	<p>14 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次項から第十八項までに定めるところによるものとする。</p>
<p>19 20 (略)</p>	<p>15 16 (略)</p>
<p>21 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。</p>	
<p>22 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>23・24 (略) (指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針) 第二百二十七条 指定通所リハビリテーションの方針は、次項から第七項までに定めるところによるものとする。 2・3 (略)</p>	<p>17・18 (略) (指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針) 第二百二十七条 指定通所リハビリテーションの方針は、次項から第五項までに定めるところによるものとする。 2・3 (略)</p>
<p>4 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。</p>	
<p>5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>6・7 (略) (通所リハビリテーション計画の作成)</p>	<p>4・5 (略) (通所リハビリテーション計画の作成)</p>

<p>第二百二十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合にあつては、第七十二条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもつて、第一項から第五項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>第二百二十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合にあつては、第七十二条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもつて、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
--	--

（三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実</p>	<p>(従業者)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

	<p>施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号）第百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号）第百十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
4	<p>指定介護老人福祉施設に規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
5	<p>指定介護老人福祉施設に規則で定める事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉</p>

<p>施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	
<p>6 前各項に定めるもののほか、従業者の員数その他従業者に関し必要な基準は、規則で定める。 (緊急時等の対応)</p> <p>第十三条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第四条第一項第一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>	<p>3 前二項に定めるもののほか、従業者の員数その他従業者に関し必要な基準は、規則で定める。 (緊急時等の対応)</p> <p>第十三条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第四条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>
<p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。 (管理者による管理)</p>	<p>(管理者による管理)</p>
<p>第十四条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この項において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入</p>	<p>第十四条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この項において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護</p>

<p>所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。)をいう。)の職務に従事することができる。</p> <p>第二十四条の二 (略)</p>	<p>老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。)をいう。)の職務に従事することができる。</p> <p>第二十四条の二 (略)</p>
<p>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p>	
<p>第二十四条の三 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。</p>	

(三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の従業者により</p>	<p>(従業者)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の従業者により</p>

<p>当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、同項第三号、第四号、第五号又は第六号に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数が百以上の病院の場合に限る。)</p>	<p>当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、同項第三号、第四号、第五号又は第六号に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数が百以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p>
<p>3 5 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p>	<p>3 5 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p>
<p>第十四条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であつて、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設その他規則で定める施設の職務に従事することができる。</p>	<p>第十四条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であつて、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設その他規則で定める施設の職務に従事することができる。</p>
<p>第二十四条の二 (略)</p> <p>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p>	<p>第二十四条の二 (略)</p>
<p>第二十四条の三 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入</p>	<p>第二十四条の三 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入</p>

所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。
---

(三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第八条 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(管理者) 第三十四条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 (指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)	(管理者) 第三十四条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 (指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)
第三十八条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第三十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次項から第八項までに定めるところによるものとする。 2・3 (略)	第三十八条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第三十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次項から第六項までに定めるところによるものとする。 2・3 (略)
4 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。	(この欄は空白)

<p>5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>6 8 (略) (管理者)</p>	<p>4 6 (略) (管理者)</p>
<p>第四十六条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>	<p>第四十六条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>
<p>第六十九条 (略)</p>	<p>第六十九条 (略)</p>
<p>2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下この項及び第百三十条第二項において「指定介護予防支援等基準」という。))第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。第百八条第二項において同じ。)若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画(次項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画をいう。))又は介護予防通所リハビリテーション計画(第百八条第三項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画をいう。))の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療</p>	<p>2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下この項及び第百三十条第二項において「指定介護予防支援等基準」という。))第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。第百八条第二項において同じ。)若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画(次項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画をいう。))又は介護予防通所リハビリテーション計画(第百八条第三項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画をいう。))の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療</p>

法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二條第一項に規定する担当職員及び同條第二項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八條の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第二百五條第五項及び第二百一十一條第四項において同じ。）の担当者その他の関係者（第七項及び第八條第七項において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又は当該利用者の家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。第七項並びに第八條第二項及び第七項において同じ。）その他の適切な方法により、病状、心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

3 15 (略)  
(管理者)

第一百八條 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(身体的拘束等の禁止)

第二百二十七條 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二條に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八條の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（第七項及び第八條第七項において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又は当該利用者の家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。第七項並びに第八條第二項及び第七項において同じ。）その他の適切な方法により、病状、心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

3 15 (略)  
(管理者)

第一百八條 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(身体的拘束等の禁止)

第二百二十七條 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

<p>身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p>	<p>身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>身体的拘束等の適正化のための対策を</u>検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(定員の遵守)</p>	<p>(定員の遵守)</p>
<p>第百三十条 (略)</p>	<p>第百三十条 (略)</p>
<p>2 利用者の状況又は当該利用者の家族等の事情により、<u>指定介護予防支援等基準第一条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めたと</u>者に対し、<u>介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</u></p>	<p>2 利用者の状況又は当該利用者の家族等の事情により、<u>指定介護予防支援等基準第一条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めたと</u>者に対し、<u>介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</u></p>
<p>第百三十条の二 (略)</p>	<p>第百三十条の二 (略)</p>
<p>(<u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置</u>)</p>	

第一百三十条の三 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(管理者)

第一百四十五条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(従業者)

第一百五十一条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならない。

一 (略)

第一百三十条の三 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(管理者)

第一百四十五条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(従業者)

第一百五十一条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならない。

一 (略)

二 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百

	<p>三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下この章において「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士</p>
<p>二 療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下この章において同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士</p>	<p>三 療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下この章において同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士</p>
<p>三 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員</p>	<p>四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員</p>
<p>四 （略） 2・3 （略） （設備）</p>	<p>五 （略） 2・3 （略） （設備）</p>
<p>第百五十二条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十六号）第二十七条に規定するユニ</p>	<p>第百五十二条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十六号）第二十七条に規定するユニ</p>

<p>ット型介護老人保健施設をいう。第百六十六條第一項において同じ。)に関するものを除く。)</p>	<p>ット型介護老人保健施設をいう。第百六十六條第一項第一号において同じ。)に関するものを除く。)</p>
<p>二 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備</p>	<p>二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。第百六十六條第一項において同じ。)に関するものを除く。)</p> <p>三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備</p>
<p>三 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年三重県条例第三十九号)第二十七条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百六十六條第四項において同じ。)に関するものを除く。)</p>	<p>五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年三重県条例第三十九号)第二十七条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百六十六條第一項第五号において同じ。)に関するものを除く。)</p>
<p>2・3 (略) (対象者)</p>	<p>2・3 (略) (対象者)</p>
<p>第百五十三條 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又は利用者の家族の疾病、</p>	<p>第百五十三條 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又は利用者の家族の疾病、</p>

冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第百五十八条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(準用)

第百六十二条 第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の二の二、第四十一条の四から第四十一条の八まで、第百十一条の三、第百十二条、第百二十一条、第百二十二条第二項及び百三十条の三の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の

冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第百五十八条 (略)

2 (略)

(準用)

第百六十二条 第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の二の二、第四十一条の四から第四十一条の八まで、第百十一条の三、第百十二条、第百二十一条及び第百二十二条第二項の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について

事業について準用する。この場合において、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第百五十条から第百五十二条まで」と、第四十一条の二の二第二項並びに第四十一条の八第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百二十一条第一項中「第百二十九条」とあるのは「第百五十九条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備)

第百六十六条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下この節において「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を設けることとする。

準用する。この場合において、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第百五十条から第百五十二条まで」と、第四十一条の二の二第二項並びに第四十一条の八第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百二十一条第一項中「第百二十九条」とあるのは「第百五十九条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備)

第百六十六条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下この節において「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)には、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所  
法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)
- 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)
- 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事

	<p>業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）</p> <p>四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）</p> <p>五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）</p>
<p>2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を設けることとする。</p>	
<p>一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を設けなければならない。</p>	
<p>二 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	
<p>三 前号に掲げる廊下、機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	
<p>四 前三号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定</p>	

<p>介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</p>	
<p>3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を設けることとする。</p>	
<p>一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を設けなければならない。</p>	
<p>二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	
<p>三 前号に掲げる廊下、機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	
<p>四 前三号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</p>	
<p>4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けることとする。</p>	
<p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百八十三条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。</p>	<p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百八十三条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。</p>

第七十条において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第八十一条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。第七十条において同じ。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第八十三条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第七十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(準用)

第八十六条 第三十八条の二から第四十条まで、第四十一条の二の二、第四十一条の四から第四十一条の八まで、第一百一十条の三、第三百十条の二及び第三百十条の三の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第七十三条から第七十六条まで」と読み替えるものとする。

(管理者)

第九十一条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、

第七十条において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第八十一条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。第七十条において同じ。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第八十三条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第七十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(準用)

第八十六条 第三十八条の二から第四十条まで、第四十一条の二の二、第四十一条の四から第四十一条の八まで、第一百一十条の三及び第三百十条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第七十三条から第七十六条まで」と読み替えるものとする。

(管理者)

第九十一条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、

指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(福祉用具専門相談員)

第二百条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2 (略)

(管理者)

第二百一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第一百九十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次項から第十一項までに定めるところによるものとする。

2 3 4 (略)

5 法第八条の二第十項に規定する厚生労働省令(厚生労働省令第三十号)第三十條第一項に規定する

指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(福祉用具専門相談員)

第二百条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2 (略)

(管理者)

第二百一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第一百九十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次項から第八項までに定めるところによるものとする。

2 3 4 (略)

<p>働大臣が定める福祉用具及び同条第十一 項に規定する特定福祉用具のいずれにも 該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」 という。）に係る指定介護予防福祉用具貸 与の提供に当たっては、利用者が指定介護 予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防 福祉用具販売のいずれかを選択できるこ とについて十分な説明を行った上で、利用 者の当該選択に当たって必要な情報を提 供するとともに、医師、理学療法士、作業 療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計 画の原案に位置付けた指定介護予防サー ビス等の担当者その他の関係者の意見及 び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を 行うものとする。</p>	<p>5 7 (略)</p>
<p>6 8 (略)</p>	<p>5 7 (略)</p>
<p>9 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当 たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得 ない場合を除き、身体的拘束等を行って はならない。</p>	
<p>10 前項の身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記 録しなければならない。</p>	
<p>11 (略) (介護予防福祉用具貸与計画の作成) 第二百六条 福祉用具専門相談員は、心身の 状況、希望、置かれている環境その他の利 用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指 定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標 を達成するための具体的なサービスの内 容、サービスの提供を行う期間、介護予防 福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下 この条において「モニタリング」という。) を行う時期等を記載した介護予防福祉用 具貸与計画(以下「介護予防福祉用具貸与 計画」という。)を作成しなければならない。 この場合において、指定特定介護予防</p>	<p>8 (略) (介護予防福祉用具貸与計画の作成) 第二百六条 福祉用具専門相談員は、心身の 状況、希望、置かれている環境その他の利 用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指 定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標 を達成するための具体的なサービスの内 容、サービスの提供を行う期間等を記載し た介護予防福祉用具貸与計画(以下「介護 予防福祉用具貸与計画」という。)を作成 しなければならない。この場合において、 指定特定介護予防福祉用具販売の利用が あるときは、第二百二十二条第一項に規定 する指定介護予防福祉用具販売計画と一</p>

<p>福祉用具販売の利用があるときは、第二百二十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p>	<p>体のものとして作成しなければならない。</p>
<p>2 ～ 4 (略)</p>	<p>2 ～ 4 (略)</p>
<p>5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</p>	<p>5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(次項及び第七項において「モニタリング」という。)を行うものとする。</p>
<p>6 ～ 8 (略)</p>	<p>6 ～ 8 (略)</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第二百十七条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>第二百十七条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的な取扱方針)</p>	<p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的な取扱方針)</p>
<p>第二百二十一条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次項から第十項までに定めるところによるものとする。</p>	<p>第二百二十一条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次項から第六項までに定めるところによるものとする。</p>
<p>2 ・ 3 (略)</p>	<p>2 ・ 3 (略)</p>
<p>4 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行う</p>	<p></p>

<p>た上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>7 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。</p>	
<p>8 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	
<p>9 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>10 (略) (特定介護予防福祉用具販売計画の作成)</p>	<p>6 (略) (特定介護予防福祉用具販売計画の作成)</p>
<p>第二百二十二条 (略)</p>	<p>第二百二十二条 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</p>	

第九条 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(管理者) 第五十二条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(管理者) 第五十二条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>2・3 (略) (指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p>	<p>2・3 (略) (指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p>
<p>第五十六条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第五十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次項から第十八項までに定めるところによるものとする。</p>	<p>第五十六条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第五十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次項から第十六項までに定めるところによるものとする。</p>
<p>2～8 (略)</p>	<p>2～8 (略)</p>
<p>9 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	<p>9 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>
<p>10 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>10 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>
<p>11～16 (略)</p>	<p>9～14 (略)</p>
<p>17 第二項から第十五項までの規定は、前項に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。</p>	<p>15 第二項から第十三項までの規定は、前項に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。</p>
<p>18 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第三項から第七項まで、第十項及び第十三項から前項までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記</p>	<p>16 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第三項から第七項まで及び第十一項から前項までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(第</p>

<p>録（第六十九條第十四項及び第七十九條第二十四項において「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 （主治の医師との関係）</p>	<p>六十九條第十項及び第七十九條第十八項において「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 （主治の医師との関係）</p>
<p>第五十七條（略）</p>	<p>第五十七條（略）</p>
<p>2・3（略）</p>	<p>2・3（略）</p>
<p>4 前条第十八項の規定は、第二項に規定する主治の医師の文書による指示について準用する。 （従業者）</p>	<p>4 前条第十六項の規定は、第二項に規定する主治の医師の文書による指示について準用する。 （従業者）</p>
<p>第六十五條 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下この章及び第八條第八項において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）及び医師（次項においてこれらを「介護予防訪問リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。</p>	<p>第六十五條 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下この章及び第八條第七項において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）及び医師（次項においてこれらを「介護予防訪問リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下この項及び次条第二項において「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業を行う者をいう。同項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第六十七條第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下この項及び次条第二項において「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業を行う者をいう。同項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第六十七條第一項とをもち、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

できる。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第六十九条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行うものとし、その方針は、第六十四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次項から第十八項までに定めるところによるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下この項及び第三百三十条第二項において「指定介護予防支援等基準」という。))第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。第八十条第二項において同じ。)若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画(次項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画をいう。))又は介護予防通所リハビリテーション計画(第八十条第三項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画をいう。))の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第二百五条第五項及び第二百一十一条第四項において同じ。))の担当者その他の関係者(第八項及び第八十条第八項において「構成員」という。))により構成

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第六十九条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行うものとし、その方針は、第六十四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次項から第十五項までに定めるところによるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下この項及び第三百三十条第二項において「指定介護予防支援等基準」という。))第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。第八十条第二項において同じ。)若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画(次項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画をいう。))又は介護予防通所リハビリテーション計画(第八十条第三項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画をいう。))の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第二百五条第五項及び第二百一十一条第四項において同じ。))の担当者その他の関係者(第七項及び第八十条第七項において「構成員」という。))により構成

される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又は当該利用者の家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。第八項並びに第八条第二項及び第八項において同じ。）その他の適切な方法により、病状、心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

3 5 (略)

6 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

7 (略)

8 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第二百五条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性とれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合にあつては、第八条第三項から第七項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもつて、第三項から前

される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又は当該利用者の家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。第七項並びに第八条第二項及び第七項において同じ。）その他の適切な方法により、病状、心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

3 5 (略)

6 (略)

7 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第二百五条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性とれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合にあつては、第八条第三項から第六項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもつて、第三項から前

<p>項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>9・10 (略)</p>	<p>8・9 (略)</p>
<p>11 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	
<p>12 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>13・14 (略)</p>	<p>10・11 (略)</p>
<p>15 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(次項及び第十七項において「モニタリング」という。)を行うものとする。</p>	<p>12 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(次項及び第十三項において「モニタリング」という。)を行うものとする。</p>
<p>16・17 (略)</p>	<p>13・14 (略)</p>
<p>18 第二項から第十六項までの規定は、前項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。 (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>	<p>15 第二項から第十三項までの規定は、前項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。 (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>
<p>第七十九条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次項から第九項までに定めるところによるものとする。</p>	<p>第七十九条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次項から第七項までに定めるところによるものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	
<p>5 前項の身体的拘束等を行う場合には、そ</p>	

<p>の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>6 第三項に規定する利用者又は当該利用者の家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。</p>	<p>4 前項に規定する利用者又は当該利用者の家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。</p>
<p>7 9 (略)</p>	<p>5 7 (略)</p>
<p>10 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次項から第十七項まで及び第二十四項に定めるところによるものとする。</p>	<p>8 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次項から第十三項まで及び第十八項に定めるところによるものとする。</p>
<p>11 12 (略)</p>	<p>9 10 (略)</p>
<p>13 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	
<p>14 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>15 17 (略)</p>	<p>11 13 (略)</p>
<p>18 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次項から第二十四項までに定めるところによるものとする。</p>	<p>14 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次項から第十八項までに定めるところによるものとする。</p>
<p>19 20 (略)</p>	<p>15 16 (略)</p>
<p>21 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	
<p>22 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>23 24 (略) (指定介護予防通所リハビリテーション)</p>	<p>17 18 (略) (指定介護予防通所リハビリテーション)</p>

<p>の具体的取扱方針)                  第百八条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次項から第十七項までに定めるところによるものとする。                  2 ～ 5 (略)</p>	<p>の具体的取扱方針)                  第百八条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次項から第十四項までに定めるところによるものとする。                  2 ～ 5 (略)</p>
<p>6 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 (略)</p> <p>8 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合にあつては、第六十九条第三項から第七項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもつて、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>7 (略)</p> <p>8 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合にあつては、第六十九条第三項から第六項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもつて、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>9・10 (略)</p> <p>11 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束</p>	<p>8・9 (略)</p>

<p>等を行ってはならない。</p> <p>12 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>13 } 16 (略)</p> <p>17 第二項から第十五項までの規定は、前項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p>	<p>10 } 13 (略)</p> <p>14 第二項から第十二項までの規定は、前項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p>
--	---

(三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十条 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年三重県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理者による管理)</p> <p>第十四条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がない場合は、他の事業所若しくは施設等又は規則で定める施設の職務に従事することができる。</p> <p>第二十四条の二 (略)</p> <p>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p> <p>第二十四条の三 介護医療院の開設者は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。</p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第十四条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又は規則で定める施設の職務に従事することができる。</p> <p>第二十四条の二 (略)</p>

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省

令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第十一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和三年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 附 則 (略)</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p>	<p>1 附 則 (略)</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p>
<p>2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第七十八条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第二十四条の二（新指定居宅サービス等基準条例第八十五条において準用する場合に限る。）並びに第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第七十五条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第四十一条の八（新指定介護予防サービス等基準条例第八十二条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とする。</p>	<p>2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項、第二十二條の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第十三項において準用する場合を含む。）、附則第六項及び附則第二十三項、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項及び第二十一条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十条において準用する場合を含む。）、第十九條の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。）及び第十二条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第二十四条の</p>

二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六條の三、第三十一條、第四十四條、第四十九條、第六十四條、第七十五條、第八十五條、第一百條、第一百三條、第二百一十一條、第二百三十三條、第二百五十條（新指定居宅サービス等基準条例第一百五十九條において準用する場合を含む。）、第一百六十條の三、第一百六十六條、第一百七十九條（新指定居宅サービス等基準条例第八十八條において準用する場合を含む。）、第二百二條、第二百十三條、第二百二十六條、第二百二十九條及び第二百三十九條において準用する場合を含む。）、第五條の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三條第四項、第二十四條の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四條及び附則第十三項において準用する場合を含む。）及び第二十八條第三項、第六條の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第二條第四項、第二十四條の二（新介護老人保健施設基準条例第三十四條及び附則第十二項において準用する場合を含む。）及び第二十八條第三項、第七條の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第二條第四項及び第二十五條の二、第八條の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三條第三項及び第

	<p>四十一条の八(新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十一条、第八十二条、第一百四十四条、第一百三十一条(新指定介護予防サービス等基準条例第一百四十一条において準用する場合を含む。)、第一百四十二条の三、第一百四十八条、第一百六十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第一百七十一条において準用する場合を含む。)、第八十六条、第九十七条、第二百十条、第二百十三条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。)並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第二十条第四項、第二十四条の二(新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)及び第二十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。</p>
<p>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</p>	<p>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</p>
<p>3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第十九条の二(新指定居宅サービス等基準条例第八十五条において準用する場合に限る。)及び新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の二の二(新指定介護予防サービス等基準条例第八十二条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p>	<p>3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第十七条の二(新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第十六条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第十四条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第十九条の二(新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第一百条、第一百三十一条、第二百十一条、第二百三十三条、第二百五十条(新指定居宅サービス等基準条例第五十九条において準用する場合を含む。))</p>

<p>4 (略)</p>	<p>第四百六十条の三、第四百六十六条、第四百七十九條(新指定居宅サービス等基準条例第四百八十八條において準用する場合を含む。)、第四百二十二條、第四百二十三條、第四百二十六條、第四百二十九條及び第四百三十九條において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第十七条の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第十七条の二(新介護老人保健施設基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第十八條の二、新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の二の二(新指定介護予防サービス等基準条例第四十八條、第六十二條、第七十二條、第八十二條、第一百十四條、第一百三十二條(新指定介護予防サービス等基準条例第四百四十一条において準用する場合を含む。)、第四百四十二條の三、第四百四十八條、第四百六十二條(新指定介護予防サービス等基準条例第四百七十一条において準用する場合を含む。)、第四百八十六條、第四百九十七條、第二百十條、第二百十三條及び第二百二十四條において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第十七条の二(新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行ふものとする」とあるのは「行ふよう努めるものとする」とする。</p> <p>4 (略)</p>
--------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第九条の規定は、同年六月一日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第百四十三条第六項（新指定居宅サービス等基準条例第百五十九条、第百六十条の三及び第百六十六条において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第六項（新指定居宅サービス等基準条例第百八十八条において準用する場合を含む。）並びに第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第百二十七条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一条、第百四十二条の三及び第百四十八条において準用する場合を含む。）及び第百五十八条第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第百七十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第十九条の三（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第百四十八条の二（新指定居宅サービス等基準条例第百五十九条、第百六十条の三、第百六十六条、第百七十九条（新指定居宅サービス等基準条例第百八十八条において準用する場合を含む。）及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第六条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第二十四条の三（新指定介護老人福祉施設基準条例第二十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。）、第七条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第二十四条の三（新介護老人保健施設基準条例第二十四条及び附則第十二項において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第百三十条の三（新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一条、第百四十二条の三、第百四十八条、第百六十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第百七十一条において準用する場合を含む。）及び第百八十六条において準用する場合を含む。）及び第十条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第二十四条の三（新介護医療院基準条例第二十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一見勝之

**三重県条例第二十六号**

三重県県税条例の一部を改正する条例

三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 第十八条の二（略） 2（略）	附 則 第十八条の二（略） 2（略）
3 第百三十七条の五第三項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける第一項各号に掲げる乗用車等のうちロータリー・エンジン <del>を原動機とするものについて準用する。</del> この場合において、同条第三項中「第一項第一号若しくは第六号又は前項」とあるのは「 <u>附則第十八条の二第一項各号</u> 」と読み替えるものとする。	

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行し、同年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十七号

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十四章（略）	第一章～第十四章（略）
第十五章 里親支援センター（第九十六条 ―第一百条）	第十五章 雑則（第九十六条）
第十六章 雑則（第一百一条）	附則
附則	（安全計画の策定等）
（安全計画の策定等）	（安全計画の策定等）
第七条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、 <u>児童家庭支援センター及び里親支援センター</u> を除く。以下この条及び次条において同じ。）の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第七条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センター）を除く。以下この条及び次条において同じ。）の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2～4（略）	2～4（略）
（自立支援計画の策定）	（自立支援計画の策定）
第三十一条 乳児院の長は、前条第一項の規定による養育の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応	第三十一条 乳児院の長は、前条第一項の規定による養育の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、乳幼児及び当該乳幼児の家庭の状況等を勘案して、

<p>し意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児及び当該乳幼児の家庭の状況等を勘案して、当該乳幼児の自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p>	<p>当該乳幼児の自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p>
<p>第三十九条 母子生活支援施設の長は、前条の規定による生活の支援の目的を達成するため、入所している個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子及び当該母子の家庭の状況等を勘案して、当該母子の自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p>	<p>第三十九条 母子生活支援施設の長は、前条の規定による生活の支援の目的を達成するため、入所している個々の母子について、母子及び当該母子の家庭の状況等を勘案して、当該母子の自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p>
<p>第五十八条 児童養護施設の長は、前条の規定による養護の目的を達成するため、入所している個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童及び当該児童の家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p>	<p>第五十八条 児童養護施設の長は、前条の規定による養護の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及び当該児童の家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p>
<p>第八十一条 児童心理治療施設の長は、前条の規定による心理療法及び生活指導の目的を達成するため、入所している個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童及び当該児童の家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p>	<p>第八十一条 児童心理治療施設の長は、前条の規定による心理療法及び生活指導の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及び当該児童の家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p>
<p>第九十条 児童自立支援施設の長は、前条の規定による生活指導及び職業指導の目的を達成するため、入所している個々の児童</p>	<p>第九十条 児童自立支援施設の長は、前条の規定による生活指導及び職業指導の目的を達成するため、入所している個々の児童</p>

について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童及び当該児童の家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第九十五条 (略)

第十五章 里親支援センター

(設備の基準)

第九十六条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第九十七条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 前項の里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

(里親支援センターの長の資格等)

第九十八条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十四条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワ

について、児童及び当該児童の家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第九十五条 (略)

<p>クの視点を有する者</p> <p>三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(里親支援)</p>	
<p>第九十九条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。</p> <p>(業務の質の評価等)</p>	
<p>第一百条 里親支援センターの設置者は、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(その他運営に関する基準)</p>	
<p>第一百一条 この章に定めるもののほか、里親支援センターの運営に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>第十六章 (略)</p>	<p>第十五章 (略)</p>
<p>第一百二条 (略)</p>	<p>第九十六条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

三重県立子ども心身発達医療センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十八号

三重県立子ども心身発達医療センター条例の一部を改正する条例

三重県立子ども心身発達医療センター条例（平成二十八年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業)</p> <p>第二条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 肢体不自由児及び知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。以下「発達障がい児等」という。）であつて、病院に入院することを要するものを児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設として入所させ、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行うこと。</p> <p>二 肢体不自由児及び発達障がい児等の入院、外来診療、機能回復訓練並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うこと。</p> <p>三 肢体不自由児及び児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をセンターに通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等の便宜を供与すること。</p> <p>四く六 (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第二条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 肢体不自由児及び知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。以下「発達障がい児等」という。）であつて、病院に入院することを要するものを児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設として入所させ、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うこと。</p> <p>二 肢体不自由児及び発達障がい児等の入院、外来診療、機能回復訓練、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うこと。</p> <p>三 肢体不自由児及び児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をセンターに通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与すること。</p> <p>四く六 (略)</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

### 三重県条例第二十九号

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を  
廃止する条例

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
二十五年三重県条例第十七号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---